

石炭業報

第十一卷 第四號

雜誌部

昭和十四年十二月十日發行

第150号

重役會
石炭業權
界 日 誌

十月號

石炭業報會發行

昭和十四年四月二日第三種郵便物認可 (毎月一回三十日發行)

昭和十四年十月十七日印刷納本 昭和十四年十月二十日發行

社團法人

石炭業報會

目次

(卷頭言) (日本の進むべき道) 鳴 滉 (一)

ブーム制石炭共販會社に當り政府當局に對する具体的要望野上辰之助 (二)

鐵業報國運動の基礎觀念 佐久 洋 (八)

筑豊炭田の熱量と灰分關係 (五) 町田 隆介 (九)

参考資料

試掘出願から鐵業權(試掘權)の生れる迄の經過 (十) 星 翁吉 (二)

石炭增產對策要綱 (三)

石炭船運賃 (四)

業 報

石炭統制は生産第一主義其他 (四)

本會記事會 (四)

重役會並理事會 (四)
石炭業權設定 (四)
財津原生 (三)

福岡鐵山監督局管内 (三)

財津原生 (三)

炭坑關係者各位の

御安全を祈る

福岡市薬院大通二丁目八一番地

福岡石炭商會

電話福岡西③ (西)二三一九番
～ (西)四三四二番

佐世保市相之浦
佐賀縣東松浦郡楠久
出張所
若松市濱三番町二丁目
東京市代々木西原町八九六
名古屋市昭和區田邊通一丁目一
所長 仁藤已知勇
所長 西村勉一
所長 渡邊幹夫
所長 野口祐三郎

炭坑關係者各位の

御
安
全
を
祈
る

福岡市薬院大通二丁目八一番地

福同石炭商

電話福岡西③

佐世保市相之浦
佐賀縣東松浦郡楠久
松市濱三番町二二丁目
東京市代々木西原町八九六
名古屋市昭和區田邊通一丁目二

所長 仁蔵已知男
所長 渡邊幹夫
所長 野口祐三郎

石炭鑄業互助會會則

第一章 總則

<p>第五條</p> <p>本會ハ石炭礦業互助會ト稱ス 本會ハ會員相互ノ連合圖ハリ石炭礦業者ヲ以テ組織ス 上發展ヲ期スルナリ以テ目的トス 本會ハ本部ヲ福岡縣若松市ニ置キ支部ヲ必要ノ地ニ設ク ルコトアルベシ</p>
<h2>第二章 事 業</h2>
<p>三、會員ノ刊行スルコト 一、調査機關ノ設立 二、石炭ノ調査 三、石炭ノ供給 四、會員ノ滅失事故 五、其ノ他必要ト認ム事業</p>

會會員八名譽會

第六條 本會會員ハ名譽會員、正會員及准會員ノ三種トス
一、名譽會員ハ本會ノ目的ナ實質スル名士ニシテ理事會
ノ推薦ノモノトス
二、正會員ハ石炭礦業ヲ經營スル個人又ハ法人ニシテ所
定ノ會費ヲ納ムルモノトス
三、准會員ハ正會員ノ推薦ニヨリ入會セシムルモノニシ
テ其ノ資格ハ正會員ニ同シ
正會員ハ其ノ經營スル炭坑ノ年額送炭數量（毎年自四月
一日至翌三月卅一日）ニヨリ第八條ノ規定ニ基ギ自己經

第四章 役員

ヨリ總會ニ於テ選舉スルモノトス
但シ同點者二名以上アル場合ハ年長順ニヨリ順位決定ム

第十七條 *(トス)* 会長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統轄シ副會長ハ會長ノ補佐

シ會長事務アルトキ之レニ代ル理事ハ會長ノ指揮ヲ受ク

會務ヲ執行ス

監査役ハ本會ノ會計及會務ヲ監査ス

評議員ハ會長ノ許問ニ應スルモノトス

第十八條 *(トス)* 本會役員ハ名譽職シ元無報酬トス

但シ必要ノ場合ハ實費又ハ手當夫給スルコトナ得

第十九條 *(トス)* 役員ノ任期ハ左ノ通り定ム

會長、副會長ハ三ヶ年トス

但シ總會計年度ノ中途三於テ任期ノ満了スル場合ハ次ノ定ム

補缺者終了期前後ノ延長スルモノトス

トキハ次の改選期迄補缺ヲナシタルコトナ得

第二十條 *(トス)* 會長ハ必要アリト認ムルトキハ會務ヲ範圍ヲ理事會ニ

トキハ次ノ改選期迄補缺ヲナシタルコトナ得

第二十一條 *(トス)* 會長ハ必要アリト認ムルトキハ會務ヲ範圍ヲ理事會ニ

トキハ次ノ改選期迄補缺ヲナシタルコトナ得

第二十二條 *(トス)* 會長ハ必要アリト認ムルトキハ會務ヲ範圍ヲ理事會ニ

トキハ次ノ改選期迄補缺ヲナシタルコトナ得

第二十三條 *(トス)* 會長ハ必要アリト認ムルトキハ會務ヲ範圍ヲ理事會ニ

トキハ次ノ改選期迄補缺ヲナシタルコトナ得

第二十四條 *(トス)* 會長ハ必要アリト認ムルトキハ會務ヲ範圍ヲ理事會ニ

トキハ次ノ改選期迄補缺ヲナシタルコトナ得

第二十五條 *(トス)* 會長ハ必要アリト認ムルトキハ會務ヲ範圍ヲ理事會ニ

トキハ次ノ改選期迄補缺ヲナシタルコトナ得

第二十六條 *(トス)* 會長ハ必要アリト認ムルトキハ會務ヲ範圍ヲ理事會ニ

トキハ次ノ改選期迄補缺ヲナシタルコトナ得

第二十七條 *(トス)* 會長ハ必要アリト認ムルトキハ會務ヲ範圍ヲ理事會ニ

トキハ次ノ改選期迄補缺ヲナシタルコトナ得

第二十八條 *(トス)* 會長ハ必要アリト認ムルトキハ會務ヲ範圍ヲ理事會ニ

トキハ次ノ改選期迄補缺ヲナシタルコトナ得

第二十九條 *(トス)* 會長ハ必要アリト認ムルトキハ會務ヲ範圍ヲ理事會ニ

トキハ次ノ改選期迄補缺ヲナシタルコトナ得

第三十條 *(トス)* 會長ハ必要アリト認ムルトキハ會務ヲ範圍ヲ理事會ニ

トキハ次ノ改選期迄補缺ヲナシタルコトナ得

第三十一條 *(トス)* 會長ハ必要アリト認ムルトキハ會務ヲ範圍ヲ理事會ニ

トキハ次ノ改選期迄補缺ヲナシタルコトナ得

第六章 會議

委託議員會

臨時總會

定期總會

臨時總會

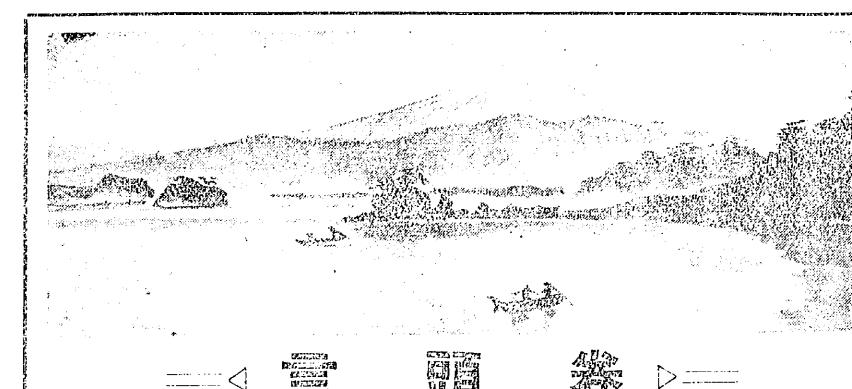
定期總會

臨時總會

滿州事變の契機にて世界情勢は一變した。持てる國英、佛、米、ソの現狀維持
即ニ持てざる國日、獨、伊の現狀打破國との對立は、年々逐次に深刻化されて來
問題、チエツコ問題、メーメル問題、アルバニヤ問題等々非常な不セードで現狀維
持國の協同陣營に擊破されて行く。それに驚いた現狀維持派の巨頭英佛が今春から
波蘭、トルコ、希腊を抱き込み、ソ聯を自説を落として所謂「獨伊匈匈」を張らう
ミ必死の努力を傾注しつゝある際、突如如きの如き約の接歎、不可侵條約
の締結、波蘭の分割、英佛の對獨戰線布告となり、第二次歐洲大戦は將に其の序開
か渡りつつあるが、波蘭侵略に脱鬼の如き勢で進撃した獨軍も西部戰線では處女の
側に參戦すべき筈なるに、イタリイは未だ洞爺峯を降らず、ソ聯は一兵も損せずして
波蘭の半分を侵略し、南はトルコ北はフィンランド等の小國を恫喝しつゝあり、
加之英國には通商條約を締結して魚夫の利を食らんとしてある。

人動もすれば日ソ提携を唱へ日獨伊軍事同盟を叫ぶものも、日本の進むべき
道はたゞ一筋である。曰く自主獨立あるのみである。
(鳴 環)

日本進むべき道





日 本 の 進 む べ き 道

日本進むべき道

満洲事變を契機として世界情勢は一變した。持てる國英、佛、米、ソの現状維持國と持たざる國日、獨、伊の現状打破國との對立は、年を逐ふて深刻化されて來た。即ち満洲事變に引續いて伊エ紛争、スペインの内亂、支那事變の勃發、奧太利併合問題、チエツコ問題、メーメル問題、アルバニヤ問題等々非常なスピードで現状維持國の協同陣營は擊破されて行く。それに驚いた現状維持派の巨頭英佛が今春から波蘭、トルコ、希腊を抱き込み、ソ聯を口説き落して所謂『獨伊包圍陣』を張らうと必死の努力を傾注しつゝある際、突如として大猿の如き獨ソの接近、不可侵條約の締結、波蘭の分割、英佛の對獨戰線布告となり、第二次歐洲大戦は將に其の序曲を演じつゝあるが、波蘭侵略に腹冤の如き勢で進撃した獨軍も西部戰線では處女の大勝利を挙げ、ソ聯は一兵も損せずして波蘭を占領する。而して英佛の對獨宣戰布告と共にソ軍は軍事同盟の締結國として直ちに獨逸側に參戦すべき筈なるに、イタリイは未だ洞ヶ峠を降らず、ソ聯は一兵も損せずして波蘭の半分を侵略し、南はトルコ北はフィンランド等の小國を恫喝しつゝあり、加之英國とは通商條約を締結して魚夫の利を貪らんとしてある。

斯の如く、今や歐洲の天地は恰かも支那の戰國時代の如く、權謀術策の外交手段により合從連衡常ならず利害得失のためには昨日までの仇敵とも今日は手を握る。彼等には正義も無ければ道義もない之が偽らざる彼等の眞の姿にして、以て他山の石とするに足る。

人動すれば日ソ提携を唱へ日獨伊軍事同盟を叫ぶ者あれども、日本の進むべき道はたゞ一筋である。曰く自主獨往あるのみである。(鳴鶴)

ブル制石炭共販會社設立に當り 政府當局に對する具体的要望

石炭鑛業互助會
石炭株式會社長 野上辰之助

現下の我が國は、東亞新秩序と東洋永遠の平和を確立するため、一億一心國家の總力を擧げて聖戰目的達成に萬難を排し、長期建設に不退轉の決意を如實に示しつゝあることは云ふまでもない。

その具体策の現れとして、政府當局は戰時經濟体制強化のため國內産業の生産力擴充を促す凡ゆる劃期的強力統制法を發動し、物價對策の強化と經濟機構の一大轉換を計らんとしつゝあることは何人と雖も等しく之を知る所であつて、國民亦協力一致此の政策遂行を支持支援しつゝある所以である。

併し乍ら、今事變勃發以來、全面的に行はれたる物動計劃遂行の跡を顧みるに、其の著しく矛盾撞着の弊多きは洵に遺憾とする所である。

現下の時局に於て、物資統制が不可缺なる政策であることは論を俟つまでもないが、政府は之が實施に當り、國民に對し其の目的の根本精神について今少しく理解と認識を徹底せしめ、政策の眞價を發揮せしめると共に、政策の立案に當つ

ても徒然に秘密主義に促はれることなく、宣しく具体案を解放し官民一致の協力に依り成果を收めしむるにつとむべきである。

吾人は現下の最も緊急を要する石炭統制問題について、之が對策案としてブル制共販會社設立の必要切實なるに鑑み、這般中央物價委員長小川郷太郎氏に對し左の如き事項について要望するところがあつたが、偶々之が新聞紙上に報道されるところとなつたので、爰にこの結論的意見として少しく次に述べることとする。

去る九月二日石炭鑛業互助會委員が上京の上、今回政府が實施せんとするブル制共販會社案に對し、主務省首腦部ど種々折衝檢討を續け意見の交換をなしたのであるが、その際要望せる事項の概要は大体次の如くである。

一、舊來ノ金融方法ヲ共販會社ニ於是正スル事

(イ)現在炭鑛ニ於テ事業擴張ヲ要スル時(出炭増加ヲ圖ルタメ)ノ金融方法

(ロ)鑛區ヲ所有又ハ買收シ之ガ開坑ニ當リテ要スル資金ノ貸出シ

(ハ)石炭代金前貸金、例へば此ノ要求ニ對シ事業者ニ運轉資金貸與ノ方法

(ニ)借入資金ト不可分的ナル石炭ノ販賣權問題(生産石炭ノ使用ヲ目的トスル爲メ代償トシテ貸付タルモノヲ含ム)

二、災害準備金ノ積立

炭坑災害ニ對スル保險ノ意味ニ於テ積立金ヲナスコト、此ノ場合僅少ノ被害ハ事業主負擔ナルモ大非常ノ場合ハ一

定ノ保險金ヲ支拂フ事

三、不況時對策積立金

別個トシテ考慮スベキモノハ勞力充足

(不)内地人、半島人ノ別ナク此際急速ニ石炭礦業ヲ優先トシテ時局下石炭不足ニヨル重大使命達成ニ資セラレタシ
（合）労働者ノ充足ヲ優先トシテ尙現行法中ノ健康保険法ニ依ルノ弊害及退職積立金並ニ礦業法中勞役規則等ノ運用
ニ當リ時局ヲ認識セザルモノヲ指導スル爲メ再検討ヲ行ヒ現在ノ從業者ノ稼働率低下セルモノヲ能率増進セシ

五、機材の増配

高能率部類ニ屬スル炭坑又ハ特殊原料供給ノ炭坑ノ新坑開発ノ場合ハ機材ノ増配ヲ行フ。

六、合法的ニ鑛區ノ整理（増産法適用）

七、自家用炭ヲ認メ各種會社工場ヲシテ積極的ニ炭坑經營ニ乘出シ石炭增産ニ拍車ヲカケルコト

八、斤先採掘ノ場合ニ於ケル礦業權者ト斤先採掘業者ノ金融及對策其ノ他機材ノ圓滑ナル供給

右の事項に依り我々生産者の特殊事情を逐次説明具申の上、充分なる考慮の下に實施されんことを要望した次第である。要するに之等互助會の要求事項はブール制共販會社設立の主旨に基づく基礎的條件であり、就中不況時對策、災害援助保護政策等は浮動性と危險率を多分に持つ特異性のある石炭事業の性質上、之れが運営を躊躇することあらんか投資家も經營者も次第に姿を消し、新規起業は基より、精神的打撃に因る事業萎縮となり、増産は遂に減産の一途を辿るは火を見るよりも瞭らかである。

而して共販會社設立に當り、最も難關にして慎重を要する重点は、買上炭價の査定にあり、現在の客觀的情勢より推す時は炭價は昨年九月一日を以て抑へ炭坑資材労働賃金等は本年九月十八日を以てストップしたので、過去一年間に於て生産コストは屯當り貳圓以上高くなつて居る狀態なればこの点を考慮して、炭價の再検討をなし現在以上の炭價を以て之を買上げる事が最も妥當なりと信するものである。然る後經營方法、炭坑會社の内容、職員労働者の待遇、資材購入の單價の上、速かに實行移されることを期待して已まない次第である。

惟ふに、國際情勢と國內經濟動向に認識を缺ぐ者は一般諸物價の價格と自己の生産品とを比較對照し、自己の生産品が之等と著しく均衡を缺くかの如き感を抱き、今少しく値高に販賣されん事を欲求するが、これは一面人間本來の人情にして又已むを得ざるも、苟しくも現下の世界の大勢と國內戰時經濟に目を注ぐなれば、物價の昂騰に因つて來たる惡性インフレーションは、纏て經濟破綻の悲惨な結果を招來するは、第一次歐洲戰亂の實例に徵するまでもなく明なるところであらう。故に此際或る程度の革新的物資統制機構の確立は當然なることであつて、之が實行は一日たりとも勿論に附すべからざるものであり、例へば今次の歐洲大戰の進展如何に抱らず東亞建設の大業遂行には國民全體打つて一丸となり、新なる國家經濟確立に寄與貢獻するの精神を持つべきであらう。之は獨り石炭界のみに止まらず、今や我が國產業部門の全體に亘つて行はれんとする國家經濟の一大轉換の實相であり、恰も明治維新に於ける封建政治の瓦解に依る大政奉還と同じく一大進化政治の實現である。

而して斯かる轉換時期に於ては、其の必然の結果として所詮は人的、物的兩面に亘り、或る程度の犠牲が生ずることは否み難い事實で、維新當時に於ては此の犠牲者を遇するに扶持錄を與へ生活補償の道が講ぜられたのである。

故に、今後行はれんとする革新政策の犠牲者に對しては國家は充分補償の義務を負ふことも前者同様忘れてはならない

斯る意味に於て、共販會社は統制の合理化によつて得たる益金を、先づ以つて會社實施後の犠牲者に株券、公債、現金等にして夫々交付優遇し、失業者に對しては職業の轉向斡旋に努力し、邁進済なきを期すべきであり、然る後猶剩餘の益金あらば増産に振當て、保護助長に資するなれば最も合理的に石炭増産の効果を收め得るのではあるまいか。

吾人は豫て今日の石炭飢餓の到來を憂へ、日支事變勃發直後岡野龍一代議士立會のもとに杉山陸相と會談し、石炭飢餓の將來に備へるため労働手帳の交付、技術者登録、其他増出炭生産擴充につき方說同意を求めたるところ、陸相もまた時府當局の周章狼狽を見るは、寧ろ奇異とするところである。又昨年九月厚生省熊谷勞務部長に對しても労働力充足の急務其他を杉山陸相同様進言する所があつたが、漸く昨年十一月より技術者登録及び労働手帳交付が徐々に行はれつゝある有應するに余りに手遅れの憾があることは洵に寒心に堪へざる次第である。

加ふるにその氣力に於ても、上層階級の一部には、獨り自己の地位を護るに汲々として、積極的國策遂行の氣力に乏しく、却つて下級少壯官吏の中に捨身的英斷力の氣魄に富む者ある等本末顛倒の感あり、（最近に至つて稍々此の弊綏和されつゝあり）、斯かる非常時局に於ては上下の區別なく、官吏は第一戰に死を賭して戰ふ皇軍將士の如き氣構へと減私奉公の精神を以て、須らく銃後の國家建設に自ら其の範を垂れんことを切望して已まない次第である。

次に、今回の共販會社設立に關しては事業家代表を關與せしむる囑託制度なる案が設けられてあるが、果してその機能の効果が期待されるであらうか、例へは民間會社に雇用されてゐる者が間接の利益を計るために、直接會社に不利を及ぼす問題の討議に果して進んで贊意を表し得るや否や頗る疑問と云はねばなるまい。斯くては如何に頭數のみを揃へても結局言ふべき事は抽象的となり、又云はんど欲する事は口を緘して云ふ能はず、折角の代表も無爲無策に終るは明なるが故

に、之が選定には先づ綜合的經營の實体に深き理解と体験とを有する眞の代表者をしてこれに當らしむることが最も肝要であらう。

以上は、業界の諸般に織込まれた事項其の他に付、氣付いたまゝを斷片的に述べたに過ぎないが、今や世界の動向は歐洲動亂を楔機として一大轉換期に際會し、東亞の盟主たる國威を中外に闇明せんとする我が國は、產業、教育、貿易等各部門の機關を總動員して革新政策遂行を率直大膽に敢行すべき秋であり、國民は各自の職場を持つて一大決意を要するは勿論、現下の政治家たるもの亦須らく大陸に聖戰遂行の矛をとる一兵卒と共に戰場を馳驅し、或は現地戰士と膝を交へ、具さにその心勞を傾ち、以て識見を磨き、体験を積むに非らざれば今後の政局を擔ふ眞の大政治家たるの器とはなり得ないのであらう。

自分は石炭業界のみに没頭し一部的な知識しか有せざるを以て一般問題に至つて論及するが如きは因より潛越の沙汰ではあるが、眞に國家を想ふ哀情の發露したまゝ茲に聊か自己の體験から得た感想を述べた次第であつて、要是政府當局者並に業界各位の努力邁進により、東亞建設の大使命が一日も早く達成されることを要望して已まない次第である。

鎌業報國運動の基礎觀念

福岡鎌山監督局勞務課長 佐久洋

鎌業報國精神とは極めて平易に言ふならば鎌山事業を通じて國家に奉仕するの精神である。

凡そ我が國民は各々の職業、職場を通じて國家に貢献するの任務を帶びて居る。兵士は兵士の立場に於て、農夫は農夫の立場に於て、實業家は實業家の立場に於て、鎌山從業員は鎌山に働く事に依つて夫々國家に貢献する任務を有して居る。

國民凡ては銘々の立場職業を通じて國家に貢献するのが日本臣民としての義務であり、鎌業報國運動が、鎌業に從事する者凡てが鎌業を通じて國家に貢献することを目的とする以上、當然此の運動は鎌山勞務者だけの運動ではない。

苟も鎌業に職を奉ずる者は凡て此の運動の一翼を擔ふべきものである。會社の社長、重役、鎌業所長と雖も一般從業員と同じ熱情と努力とを以て鎌業報國運動に參加すべきものである。之は鎌業報國運動の根本精神に照して考へてみると毫末の疑問も無い所である。所が不幸にして鎌山の最高幹部、殊に會社の重役級の人々には未だ未だ鎌業報國運動を以て一部從業員の運動に過ぎざるかの如く考へて居る向のあることを反省耳にするのであるが洵に遺憾である。

次に鎌業報國運動に就て誤解されて居る点は、此の運動が一時的な戰時對策であり、今次の支那事變終了の後は此の運動も自然其の任務を終つて終息するものゝ如く考へられて居る事である。

勿論此の運動が起されたのは此の度の事變が其の動機であつたことに就ては役人にも異論の無い處である。然しそれは單に此の運動の動機が事變に在ると謂ふだけの事であつて、それ故に此の運動が一時的な事變對策なりと結論するは此の運動の使命を全く認識せざるものである。

此の運動は世界に類例なき日本產業道の確立を目的とするものであり、從つて將來永久に繼續せらるべきものである。謂はば西洋文化の總てが模倣的に日本に流入し転てそれが日本化されたと同様に西洋の勞働思想が一時そのまゝの形で日本に入つて來たが、今やそれが日本化せられ新に皇國產業道となつて現はれたのが此の度の鎌業報國運動である。茲に於て鎌業報國運動の精神は何ぞやに就て検討の必要がある。

鎌業報國精神とは前に一言した如く鎌業人が鎌業を通じて國家に貢献せんとする精神である。目的とする處は國家への奉仕であつて一個人の利益追求に在るのではない。利益追求は其の副目的である。

我が國の思想變遷史を顧るに、古きは扱て置き、明治時代に入つて以後西洋諸國との交通が活潑に行はれるに至つて西洋流の個人主義思想、自由主義、思想物質主義思想が急濤の如き勢を以て流れ込んで来る。それにはそれ相當の理由がある。徳川三百年間の幕府政治下に於ては封建主義思想の拘束を受け、人間は凡て生れに依つて其の一生が定つて了ひ、如何に賢明な素質を有しても百姓の子は百姓であり、大工の子供は大工以上にはなれず、魚屋の子供は何と努力しても魚屋を出でることは出來なかつた。

之に反して大名の家に生れたものは如何に愚かな者でも大名になる。即ち封建秩序と云ふものは頑固たる力を有し之を

如何とも爲し得なかつた。此の制度が二十年の長きに亘り、武士階級は自分の階級的利益を保持するに便利であつたが、一般庶民階級即ち農工業商業に從事する者は、其の制度の下に在つては到底我慢が出来なくなつて來た。他面農業、工業、商業に從事する者は相當の財産力を有して居るが、權力と云ふものを持たぬに反し、武士階級は權力を有するが財産力を持たず、財力に於て武士と雖も庶民階級には頭が上らぬと云ふ不均衡状態に陥つた。之が徳川幕府崩壊の一原因を爲すものであるが、一度維新の大業成功して四民平等となるや、今迄壓迫されて居た庶民階級は急に膨脹せんとし、其の膨脹には外國の自由主義思想、個人主義思想はこゝなく有力な武器となつた。人間は凡て生れ乍らにして同等の権利を有す。個人は絶対に自由なりと云ふのであるから、今迄壓迫されて居る階級にとつては誠に有難い思想に違ひない。

此の如き現象は西洋にも同じく存在する。中世紀は宗教万能の時代であり、人間の價値と云ふものは認められず、前には全く無力なものとせられ、政治的握力も完全に教會の握る所であつたが、近世に至つて個人は神を離れて絶對的價值を有し、本來自由なるものと考へられるに至つた。

此の個人主義思想、自由主義思想は政治方面に於ては民權思想となつて表はれ、經濟方面に表はれて資本主義となつた。人民は選舉権と云ふ神聖なる權利を有し、代表者を選舉することに依つて自己の意見を自由に發表することが出来る。金を持ちて居る者は事業を行つて欲しいだけ利益を收めて宜しい。資本家と労働者とはお互に獨立自由なる人間として契約を結んで仕事に從事する、契約が絶對にして何物にも支配されない獨立自由なる人間と人間との約束なるが故に契約は神聖なるものである。契約は自由なるものである。契約することが自由なると同時に契約を解除することも亦自由である。かくして人間は自己の利益を追求するに就て完全なる自由を認められた。經濟學に於ても人間は利慾を追ふ動物なりと云ふ原則に基き人間の經濟活動の原動力は營利心に在りと説かれるに至つた。國の法律は凡て自由主義を基調として制定

せられた。國家は凡ゆる方法を以て資本主義組織を發展せしむる爲努力した。營利會社に對しては特別に安い現金を課するような方法も講じた。

かくして日本の資本主義組織化は實に華々しく進展し、今日に於ては日本商品が世界の隅々迄及ぶに至つた。南アフリカの土人迄日本製の白布を腰に纏ふようになつた。南洋の土人が日本製のボマド下を体に塗るに至つた。英國は各々平等なることを認められ、力さへあればどんな地位職業にも就き得るに至つた。議會に於て國民の意志は十分發表され得る組織となつた。

かく考へて來ると個人主義、自由主義の殘した功績は實に大きなものがある。日本今日の隆昌は實に此の個人主義、自由主義に負ふ所實に大である。

併し乍ら今日に至つては個人主義、自由主義は既に其の任務を全く爲し終つた。今や資本主義は根本より検討されるべき時期に達した。最早企畫家の自由競争のみに依つては事業の經營を爲し得なくなつた。之は日本のみの現象ではなく、遍く世界中に亘り同様の現象が現はれて居る。自由主義の總本山であるアメリカに於てさへ資本主義を修正を加へた「三五一デイール」は自由主義、個人主義の弊害が其の利益よりも大きくなつた爲である。

個人主義、自由主義には勿論非常な美点あり功績がある。人間を封建制度より解放し、人間に人格を認めたるは實に見逃し得ざる功績である。

併しながら其の弊害も亦相當大きなものがある。何よりも目立つ弊害は権利あるを知つて義務あるを知らぬと云ふ風習を作つたことである。

雇主側は從業員の労働を買ひ取つたかの如く考へて從業員を使用するを以つて権利なりとし、從業員は労働の権利を主張し賃金請求の権利を主張する。「権利」と云ふ言葉を口にする事が近代思想の洗禮を受けた者の證據なる力の如くに考

へられた。ついぞ自己の義務と云ふことに就ては考へようとなかつた、自分の思ふ通りにならなければ直ちに権利を口にする弊風は遂に見るに堪えなくなつて来る。

吾々は茲に於て吾々人間の生活場である社會とは何ぞやと云ふ事を考へ直して見なくてはならぬ。又社會をして圓満なる發展を爲さしむる爲に吾々は如何に爲すべきかを慎重に考へねばならぬ。

從來社會と云ふ言葉は盛んに使用せられて居り乍ら、社會が何であるかに就ては余り深い考慮が拂はれなかつたようだと思ふ。普通に社會と云ふと人間の集りであると云ふ程度にしか考へられなかつたようである。

社會が人間の集りである事に就ては異論がない。其の集りが如何なる形の集りなりやに問題がある。社會は從來考へられた如くに個々獨立、自由なる人間のかき集められた集合体ではない。一つ一つ獨立の形を爲した石コロを集めたようなものではない。

其の場合の石コロは一つだけ取り出しても矢張り一個の石コロとしての存在を有す。併し乍ら社會を離れた人間は一個の動物である。人間としての價値を有しない、社會を離れて人間は有り得ない。

社會は有機体である。有機体の特徴は其の構成部分が全体として統一され、部分が各々獨立性を有せず、其の部分だけを取り出した場合には其の部分は無價値なる点に在る。

有機体の一番良い例は人間の体である。体は頭あり手足あり胴体あり、腕あり耳あり。それらが巧みに統一されて人間の体が完全になる。所が人間の頭だけを取り出しても何の役にも立たず胴体や手足だけでは何の值打もない、又耳や眼をえぐり取つて見てもそれだけでは普も聞えず物も見えない。此の胴体や頭や耳や眼が各々其の在る可き所に在つて其の職務を果す、即ち頭は体の全般に命令を發し、胴体や手足は其の命令に従つて動き、耳は音を聞き、眼は物を見て始めて人間の活動が活潑に行くのであつて、命令をしながら手足が動かなかつたり耳は音を聞かうしなかつたり、眼が物を見よう

としなかつたならばその人間は最早一人前ではない。

社會も同じことである。社會は種々の構成分子より成り立つて居る。事業家あり、軍人あり、農業家あり、教育家あり之等のものが相互に密接な關係を以て統一されて始めて圓満なる社會の發展が望まれる。軍人階級は他の階級と離れては何の役にも立たず、教育家階級は他の階級と離れては存在し得ない。

人は國家より小は一家族に至る迄凡そ人間の結合体は總て社會である。鎌山も一つの社會である。それは事業主、職員、從業員より成る一の社會であり有機体である。有機体である以上人間の体と同じである。事業主を頭に例へ職員、從業員を其の胴体手足に例へても宜しい。人間の体に於て頭だけが尊く胴体や手足が卑しいと云ふような關係が無いと同じように、鎌山に於ても資本家事業主が尊くして從業員が卑しいと言ふような關係は在り得ない。此の点鬼もすれば世上往々にして誤解して居る向があり、資本家を如何にも高級なる人種とし從業員を労働者と云ふ名の下に卑む者があるのは誠に遺憾である。

人間に於て頭だけで胴体手足なしには何事をも爲し得ず、胴体手足は頭から離れては何事をも爲し得ざると同じく、資本家は從業員なしには事業の經營を爲し得ず、從業員は資本家事業主から離れては何事をも爲し得ない。事業の經營から云へば、資本家事業主と從業員との間には其の重要さに於て輕重は無い。而して其の事業の發展が國家に貢献する限り國家から見れば何れも尊き資本家であり從業員である。本來資本家事業主と從業員との間には上に述べた如き相互依存の密接な關係があるのであつて、資本家事業主の利益と從業員の利益とは決して相反するものでは無い。然るに過去に於ては資本家事業主と從業員とは其の利益相反するものとして對立し階級闘争と稱して活潑に抗争したのである。然らば何が故にかかる誤つた思想がはびこつたか、それは個人主義、思想自由主義、思想の罪であり物資主義思想の弊害である。

個人が絶対にして獨立なるものとし自由なりとする思想は、必然に何事よりも先に自分の利益を考へると云ふ思想であり、此の思想に於ては自己が社會合体に對して如何なる義務を負ふか、如何なる事を爲すべき地位に在るかと云ふことは第二義的にしか考へられない。勿論社會に對する任務や義務を考へる事は考へる。考へるが併しそれは已の獨立性と利益とを害しない範圍で考へるに過ぎないのであって、人間の獨立と自由とを厭く迄主張する限り自分の利益に反しても社會の爲に働く爲すべしと云ふことは云へないのである。

個人主義、自由主義に於ては第一義的なものは個人の獨立であり、自由であるからである。社會に於ける義務を範局人各々が自分の利益を害されない場合にのみ認められるので一度義務を果すことが自分の不利益になる場合は其の義務を果さないとしても、れれに對して非難を浴せることは出來ないことになる。個人主義、自由主義に於ては社會と云ふことは常に第二義的なものでなくてはならぬ。

それでも尙社會の義務は之を果さねばならぬと主張する者があるとしたならば、社會と云ふものが個人よりも力強いものだと云ふことになり最早個人主義ではなくなつて了ふのである。

此の如く個人自由主義に立つては社會的義務と云ふものゝ説明を爲し得ず、社會的義務は之を果す必要なしと云へば社會の秩序平和は最早失はれ、それかと云つて社會的義務は必ず之を果すべしと主張すれば個人自由主義が其の眞義を失つてゐるので、西洋の學者は其の間の説明を色々と試みた。

或は吾々の先祖が社會と云ふものを作つて種々の務を設け、之に従はうと云ふ約束をしたので吾々子孫は其の約束の拘束を受けるが故に社會の義務と云ふものも力を有すと説明する之を原始契約説と云ふ。

或は又國家と云ふものは吾々個人の利益を守る爲の夜番人であつて本來無い方がいゝものだが、無ければ吾々の利益を擁護出来ないから仕方なく之を認めるべしと云ふ説がある。國家と云ふものは避けようとして避け得ない禍である。國家は夜

番國家であると云ふのである。或は又社會は利己主義者の共同組合だと云ふ説等もある。

何れにしても併し我々が自己の利益を犠牲にしても全体の爲、國家社會の爲に其の義務を果すべしと云ふことの説明は爲し得ない。如何に先祖の契約なりとは言へ個人が自由獨立ならば其契約より脱退する自由は認めざるを得ない國家が假令吾々の利益を擁護する番人なりとするも、吾々は之に對して已を犠牲にする業務は無い筈である。社會が利己主義者の共同組合ならば尙更其の組合から脱退する自由は認められる筈である。

要するに個人自由主義に依つては社會の説明は到底爲し得ない。社會は有機体なること及個人は社會を離れて存在し得ざることを認めざるを得ない。社會を離れた個人と云ふ獨立の存在は有り得ない。人体を離れた手足と云ふ獨立のものが無いと同じである。個人は社會の構成の一部分である。

社會の利益即ち個人の利益であり社會の不幸即ち個人の不幸である。

個人は社會合体の活動の一部を負擔するものなること恰も手や足が各々体の活動の一部を負擔するのと同じである。手や足が耳や眼とは異つた場所で違つた仕事を負つて居るよう人に間も其の職場々々に依り其の負擔する仕事が違ふのであるが社會合体に對しては皆同じ重要さを以つて奉仕するのである。

茲に於て吾々一人々々は自分の利益の爲に仕事を爲すのではなく、全体に對する奉仕として仕事を爲すものなることがはつきり分る。吾々は社會全体に對して忠實に其の與へられた職責を果すべき任務を負ふて居るのである。働くことは權利ではなく義務である。それは社會、率ひては國家の發展の爲め神聖なる義務である。働く者は食ふべからずと云ふのは即ち其の社會的義務を果さずして食ふ者は、社會に對する反逆者なりと謂ふ意味の事である。此の人間が社會と密接なる結合なることが認められ、人間の爲す仕事は常に社會に對する大いなる義務の遂行なることが認められて始めて人間の活動に本當の價値が認められる。

吾々人間一人々々は偉大なる使命を帯びて居ることが分る。吾々の使命は其の職場を通じ各自の職業を忠實に行ふこと以來に何物もない。社會は之に依り發展し國家は之に依つてのみ繁榮し人間一人々々は殘らず國家社會より見て各々重要な使命を負つた重要な存在なることが認められる。人間の人格價値は個人自由主義に依つて十分認められるが如くにして決して然に非ず。個人自由主義に於ては自分が自分一人の人格價値を認めるに過ぎず、自分に利益のある限りは他人の人格を認めるが自分に不利益なる場合は最早他人の人格價値を認め得ない。之は個人自由主義の當然の結論である。

個人の人格價値は以上述べ來つた新なる思想に於て始めて認められるのである。人間は各々社會に對し義務を果すべき使命を有するが故に尊し。

其の果すべき職務は人々に依り差異ありと雖も國家社會より見るならば其の重要さに於ては些の差異もない。

鎌山と云ふ一つの有機体たる社會の頭の役を引き受けるべき事業家鎌山所長は然らば何を爲すべきであるか。人体に於て頭が其の全体を統轄するの役目を有すると同じく事業家又は鎌山所長は鎌山全体を統轄するの任務を擔ふものである。

其の統轄の第一は職員從業員をして其の職責を果し良いやうに種々の工夫を爲すことである。働き良いようにする爲には賃金、就業時間、福利厚生施設、雇傭條件、保安、衛生萬般の事項に就き考慮と研究とを怠つてはならぬ。兎もすれば福利施設の如きは恩惠なるが如く考へ甚だしきに至つては賃金さへ拂へば何時間働くかさうと勝手だと云ふような事を考へる會社重役もあるようであるが、其の思慮の卑しく淺薄なる事洵に驚嘆に値する。彼等の下に働く從業員は彼等の從業員であると同時に其の事業場を通じて國家に貢献するの重要な使命を帯びた國家の構成部分である。稍もすれば資本家根性横溢せる人種の中には彼等の今日あるに就て如何ばかり大なる國家の援助と思想とを蒙り來つたかを忘れ果てゝ事業の經營が國家の發展と利益の爲に行はれると云ふことを如何にも奇異なることの如く考へる者がゐる。かゝる手合は已あるを知つて他人あるを知らぬ沒道義漢でありがゝる手合程社會の秩序を害する者は無いのである。

今こそ帆立の者は反省し直さねばならぬ。事業の經營を爲す者は自己の下に働く從業員が陛下の赤子なる事を思ふべきである。事業を通じて國家に貢献せんが爲に一時陛下の赤子を御預りして居ると云ふ事を再認識すべきである。又從業員は其の日の労働が決して自己個人の生活の爲に行はれるのではなく其の仕事を通じて國家に盡すものなる事を深く考へ直さねばならぬ。人々がかく反省する爲事業經營者は如何にしてなんらか從業員が仕事を樂む能率良く行ふ事が出来るかを研究する義務があるのであり、從業員は自己の仕事が國家に取つて如何に大切なものか又如何にしたならば忠實に仕事を爲し得るかを靜かな氣持で考ふべきである。其處で事業家側に於て種々の研究を爲すに當つては先づ從業員の聲を聞く必要があるのである。從業員の聲を聞かぬ高壓的なやり方は結局鎌山合体の平和を保つ所以ではない。それは從業員を一個の道具と見一個の機械と考へた從來の資本家的考へ方と少しの違ひもない。鎌山が有機体としての社會なると即ち鎌山一家の實を擧ける爲には從業員の利益は即ち鎌山合体の利益であり鎌山合体の利益は直に從業員の利益であると云ふ事を忘れてはならぬ。と同様に鎌山が事業として發展する事はそれが取りも直さず國家の利益であるが故に國家は鎌山事業の發展を妨害する事は絶対に有り得ないのである。

かく個人の利益と、鎌山の利益と、國家の利益とは完全に一致するのであるが故に、鎌山經營者が從業員の聲を聞く事は個人の利益なると同時に鎌山の利益であり、國家の利益である。個人自由主義に於ては常に個人の利益と自由とが第一義的なものであり、個人の利益と云ふものが何よりも先に考へられる結果全体の秩序と平和とは第一義的な意義を有しない。個人が絶対にして他の拘束を受けず獨立自由なるものである以上社會國家と云ふ全体の利益と個人の利益とは必ずしも一致しないものである。従つて個人自由主義に於ては社會の改造、國家の革新と云ふ事は理論上當然に主張し得るものではない。反之個人は有機体たる國家社會の構成部分にして、それ自体獨立なるものに非ずと爲す思想に於ては社會の利益と個人

の利益とは一致するが故に、個人の利益を計ることは同時に全体の利益を計ることであり、全体の利益を促進することは同時に其の構成部たる個人の利益を促進する所以なるが故に、此の思想に於ては常に改革的な態度が採られる。而して其の改革、革新に當つては構成部たる個人は當然其の意見を發表し得るのであり、それに依つて始めて全体の進歩があり、全体の秩序平和が保たれるのである。

從來の個人自由主義思想に捕はれて居る頭では、從業員が礦山經營上の諸事項に就て意見を述べると云ふことは誠に奇妙なことのやうに考へるであらうが、上來述べて來つた思想に依ればそれが少しも不思議なことではなく、斯くあるべきことなのである。勿論今直に之が實行出来るのは云へない。それが十分に行はれ得る迄には、從業員は勿論職員幹部の頭を作り變へねばならぬ。

從業員の聲を聞く事を以て從業員に對する恩恵なりと云ふが如き考へを以て臨んだならば恐らく失敗するであらう。從業員を教育し從業員に責任を感じしめるよう指導せねばならぬ。從業員は其の聲を聞いて貰へる事に依り眞に其の使命の重大なるを自覺するのである。從業員よりは如何なる事を聞くべきかと云ふに之は何々と限定するは困難である。礦山經營に關する万般の事項に亘り其の聲を聞くべきである。又經營者は從業員に其の方針を十分徹底させる必要がある。事務からして十分なる意見の疎通を計るべきである。此の意見疎通機關は礦業報國會の懇談會である。其外に於ては遠慮の無い話合ひを爲すべきである。

經營者側が從業員の人格を十分に尊重し、其の社會的任務國家的使命を果し良いよろに努力することが目下の所の先決問題である。從業員を機械より人間へと引上げること、之が礦業報國運動の任務である。その外の種々の問題は之に依つて自ら解決せられるであらう。茲に於て勞務管理と云ふことが極めて重要性を有して來る。それは勞務管理が從業員の教育の任務を有するからである。

第五編 洗炭機の變遷と現況

互助會分析所主任

町 田 隆

介

筑豊炭田の熱量と灰分關係

(五)

本編輯者は洗炭機との處理方法を述べる前に洗炭機と全く別に發達經過せる分離法を論述せんとする。次に羅列せらる分離法中或る物は今日尙用ひられてゐる物もあり或る物は全く捨てられたるものあり。次に羅列せらる①桶式洗炭機②空氣選別機③遠心分離機④比重液を用ひる選別法⑤水洗式洗炭機⑥石炭等の形の差違を利用する選別機然に前項遂次解説を試みんとする。次に洗炭機の歴史を述べる。桶式洗炭機は桶を以て洗炭する方法は洗炭機の歴史も古くから行なはれてゐる方法にして西暦1840年以

來佛、白、に用ひられたるを嚆矢なりと記憶す。桶の構造は第二圖に示す如く原炭(素炭)はAより供給し第一室Bにて手によりて石炭と水と擗き混ぜ重き「スレート」と石炭の大塊と沈下せしむ。良炭は最後の室Cに集められ微粉炭は洗炭用水と共に溢流して其の溝に入る。Bは時々沈降物を排除し夫れが80%の良炭の残滓を求めるが此の不利を忍んで、今尚使用されつゝある事由は單に簡単輕便なる点、機械装置少なく動く部分なき等の点に由る。

此の機械が考案されてより十年目頃に此の装置に改良を加へた所謂ベルト式洗炭機が考案された此の装置は特に前記の操作のもとに石炭篩下粉のみを洗炭する目的にて、英國に以前使用されたものなり其の後ヨーロッパ式洗炭機が 1850 年に連續作用の爲め考案された、第二圖に示す如く此の式は鋼鐵製の二十米位の桶にて約 1/15 の傾斜あり。渦巻ポンプ B により桶に水を供給す此の水量は C なる瓣にて調整じ若干の過剰水はポンプの給水槽に戻さる石炭は給炭斗 D より供す、水流は洗炭が脱水網 E を越して流る間に残滓は桶底に沈下する様に調整する残滓は「エンドレス」送炭機にて排除す、傾斜の度合、送炭機の速度は残滓の量及原料の大きさにより異なる水は網を通りて給水槽に戻る。

此の装置は桶式を機械的に處理連續操業し能率の向上せる裝置にして近代桶式洗炭機にして現今此の式を數個連續

の分離にも可成細く篩別するを要す、其の上に空氣分別に要求される條件は絶対に乾燥してゐる事也、されば本邦炭の如く産出せるまゝの石炭に水分多きものは之により操作する事は不便なり、1858年シニミット氏は氣流に依り石炭亦は鱗石を分離する巧妙なる装置を考案せり。自此の裝置は氣流を連續的に使用せしむ間歇的にせり。最近此の裝置を種々改變の結果篩に掛けし粉炭の選別石炭中の塵芥等排除の用途に残れり。

に寒國に於ける石炭の精選は水洗による時冬期非常に困難を伴ふ事ある事は勿論の事なれば種々なる裝置に依る空氣選別機の能力不成功に拘らず之の改善に邁進しつゝあるなり。

翻つて此の裝置に、(A) 固定式にて氣流を用ぶるものと、(B) 振動式にて氣流を用ぶるものとあり。

(iii) 遠心分離法
1853～1863年頃石炭と礫と分離する方法として遠心力を利用する考が擴りたるも、此の原理石炭粒の各部分の比重に相對的遠心力によりて輕き比重

は澄清後再使用す、其の成績の一例として参考に供せん。
（一）洗炭能力　25石以下の場合　10~11トントン
原炭灰分　25%の不燃物を含む場合の数で、
水洗炭灰分　4.2%程度、商うる炭の場合は4.5%程度
水洗炭分　68.75%　この割合をもつて販賣する事が多い
が都に入る。此割合を超過する事は稀である。直炭
等の他近來「レオボルボ式」、樅式洗炭機あるも略す。
要するに樅式洗炭機は一つの缺点ある即ち（一）は良炭を得る爲め多大の石炭と殘滓とじて切り出す事で但し之れは
微妙にせば水速の少ひの變化及び炭質の差異は洗炭結果に直
に關係し均一なる結果を得る事は困難なり但し前記レオ式

(二) 空氣選別機——空氣を以て石炭と悪石と分離する装置にして、空氣は種々の大きさの粒子の混合せるものを正確に分離する。敏感に過ぐる相異なる粒子の絶対重量は空氣流中の分離に著しく影響あるものなれば餘り精密ならぬ石炭は遠心力大なる爲機の外周に飛び比重大なる炭は機底に殘滓として殘溜する装置なるも石炭の回轉に對する抵抗大なるに至ればスムツアして能率の低下す、斯る復雜なる機構にて處理さる割りに能率的に非らざるか、近時遠心分離法を用ふるものなり、單に石炭の脱水法にのみ僅かに利用されつゝあり。

次に水力區分機と遠心機とを結合せしものが、ロビンソン洗炭機なり此の機械は 1890 年以來英國に廣く行なはれたるものなり。

我國に於ても大正の末期迄に數個所に於て使用されしが今日に殘るもの少なし。裝置概述は略するも同機は能力一時間原炭 60 アン¹ なり、平均の水の所要量は一トンに對して三五〇ボンド全能率は 85 ~ 85%、建設費安き事、作業費廉なる事地積を要せず、篩別せずして相當の効果を得られる事等の特徴あるも不利の点としては能效低き事、能力少なき事用水量多く粉炭の損失避け難き事等あり。

(四) 比重液を用ふる方法——ペラード氏は洗炭の初期に塩化カルシウム (CaCl_2) の溶液にて比重二・四な

るを以て洗炭の純度を試験せり、亦1888年にヘンリイ^イにて此の方法が考案せり。セマト氏は比重液を以て營利的に選炭する事を考案せり。彼れは塩化鐵、塩化カリウム、塩化ナトリウム（食鹽）でなれど、亦エングリッシュ氏は塩化ナトリウム（食鹽）の溶液を使用して同一目的に供したり、之等の方法は原則としては頗る簡単にして篩別を要せず機械的装置も不要なり。只浮きたる石炭を擱ひとり沈みたる部る螺旋送炭機にて排出するを要す。

此の方法は操作を一段にして三種、製品を得る事となる即ち第一段にて甚だ重き比重のものを以て沈下物を去り、第二段に稍軽き液を以て良炭と中間物とを選別し得る理なり。此の方法は理論的には可なるも實際上多大の不便困難あり、第一に餘りに敏感度大なる事その爲めに石炭の比重變化に應じて適宜の處置を速急に取り得ざる事、例へば良炭の比重は炭質により比重一・四五以下のものを洗炭中回収するとしても灰分は廣き範圍に異なる結果を示す。

即ち同じ嘉穂（瀬戸地方）の石炭に例をとつて見ると同一條件のもとに於て比重一・四五以下を取りてその灰分を

形が差違一定にして、明なる如き坑所に於ける便法たるのみ、此の方法は米國の無煙炭地方にては利用多く、機械的盤土摘出機を使用しつゝある由、けれども物質の形態による分離法は有望事にして決して排斥すべき事にあらず、但し損失を防ぐ上から使用の制限のある事は勿論なり、石炭と「スレート」の形の差違による選別は上記の如くなるも或種の場合には有効に或種の場合は有効ならざるも、現今此の方法は洗炭の豫備作業として利用されつゝあり、其の他選炭機の種別を摘要すると、斜流を使用する場合トーラーフ式、エリオット式、ブラックケット式、上向水流を使用する場合ロビンソン式、グラバー式等、上下に動搖する水流を使用する場合（ピストンジッカ式）、コーピー式、バーム式、ルーリング式、ハームボレット式等あり。

現今廣く採用操業されつゝあるものに付き概述せん。

現今ジッカ式とバーム式が盛に採用使用されつゝあるが、又一部に於ては前述の如き空氣選別機、重液洗炭機等を研究實用化さんと邁進しつゝあり、亦空氣選別機の如き石炭の水分含有程度に依つて不可能なるも、重液洗炭法の

試験して見るに、或るもののは95%、或るもののは98%或るものは99%と云ふ異なる灰分結果を示せり。

第二に比重液の濃度を變へざる限り常に同一の性質のもののみしか處理出来ず、其の上用液は常に同一比重に保たざる可らず、されば實際上困難の事なり。又洗炭せるものより比重液を洗ひ落す爲に清水に洗ふ必要あり、之等の爲め洗炭費が高くつくから經濟的に採算がとれない事となる。以上の缺点のため此の方法は試験室の浮沈試験に利用される以外に實用化するに至らざりしが、近年行なはれづると聞く然し本邦炭にては收支相償はざると思考す。

(五) 石炭とスレートとの形の差異を利用する方法

石炭と盤土とを其の形の差異により選別する考案は前者は立方體に割れ後者は平板割れをなす幾多の實例に依る観測に基く、而して此の觀測は一般的に通用せず分離すべき不純物は必ずしも盤土に限らず、黃鐵礦ボーンコールの如き不純物は平板割れをなす大塊に割れる事あり、又或る場合には石炭が平板割れをなす、従つて粒の形に依る分離は凡ての場合に共通して用ひられるに非ず、只石炭と盤土の

如き選別に最も理想的なるも經濟的難關や新らしき水洗機の研究等日進月歩の近代科用の總力は早晚かゝる不可能事に可能性ある成功をもたらす事あらん。

では現代水選界に盛に使用されつゝあるバーム

式水洗機に付き概述せん

第三圖に示す如く洗炭装置に入り来る水流に壓迫空氣の作用によりて、

ピストン（A）に依りて

上下運動を與へ水平格子

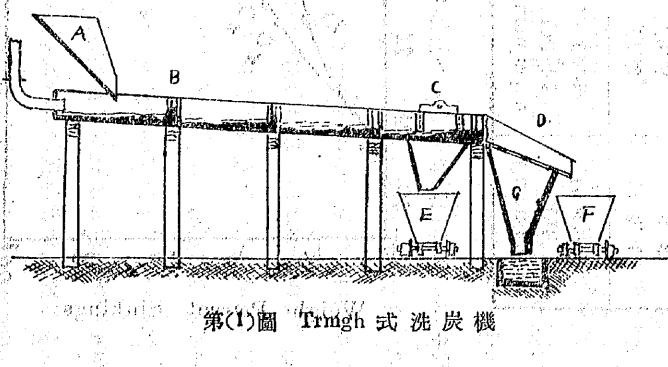
（E）上に水と共に流れ

来る石炭を洗炭するものにして水の上下運動によ

りて石炭は上に浮び水と

共に流れ不純物は比重大なる爲降下エレベーター

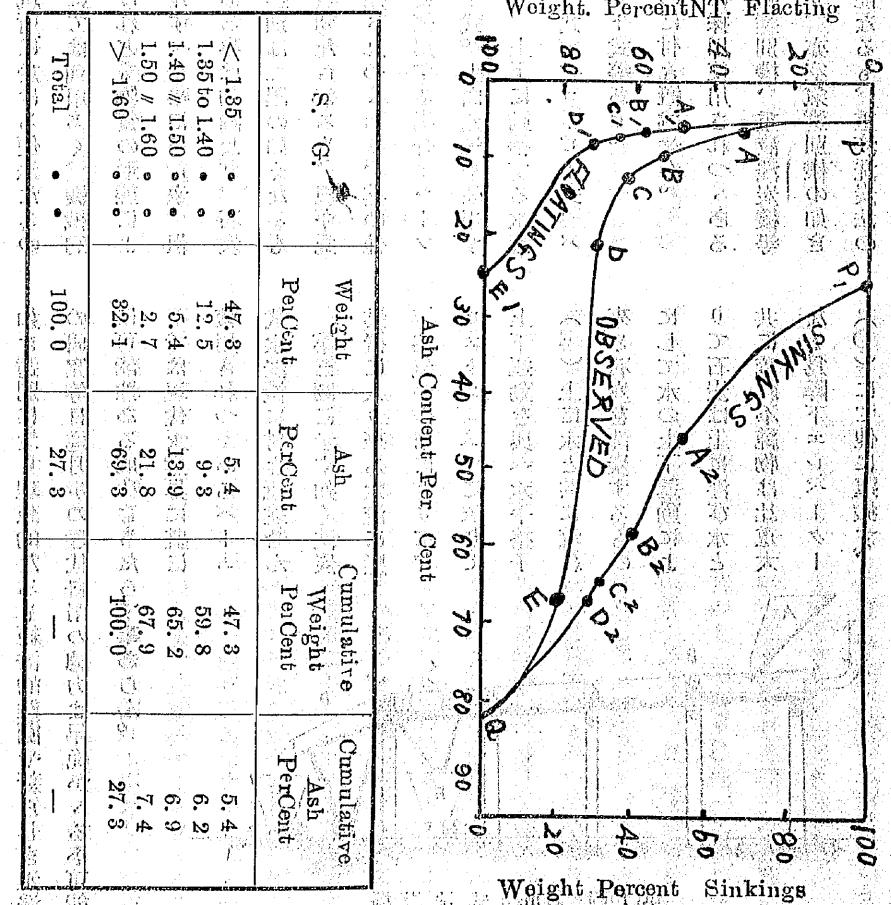
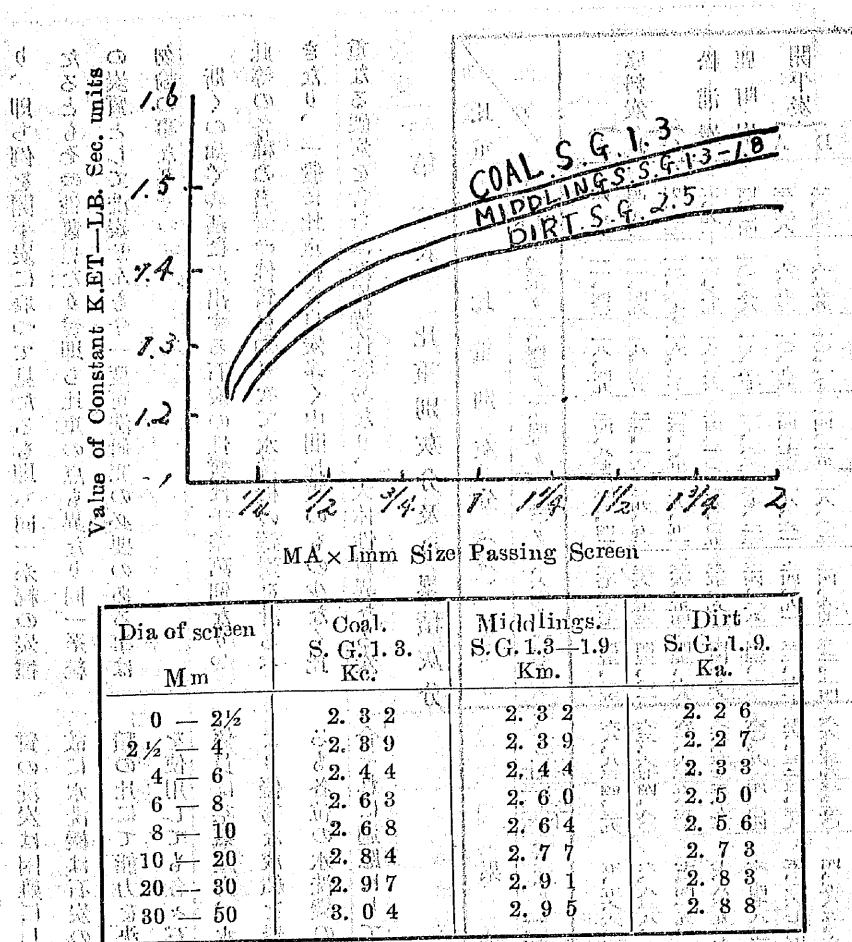
第(1)圖 Trmgh 式 洗炭機



水と共に流れ来る石炭は金網上で水を切り貯炭場に運搬される本式は40m.m.以下の石炭は種類せずして洗炭する事が出来る。

洗炭率も良好なり本編輯者は此の項に於て再び洗炭の原理を想しつゝ構成物質の沈下速度と形態の大きさ落下速度と灰分率の関係等を數衍せんとす。

次圖並に表は石炭並硬炭の比重別の沈下速度との關係と沈下速度に關する形態大きさの分類別とそれに對する速度の關係、抽象的な比重別の歩留とその灰分との關係等の圖なり。



次に次表に於て筑豊炭田のA, B, Cの異なる石炭につき研究されたる表なるも却説水洗機の選別を立つべき等の事柄を附加し炭は一つに石炭の性質によるべく其の性質を知る爲めには可洗性即ち筛別と浮沈試験にて、其の洗炭は第一表に於て各比重別に於て灰分は接近するも、第二表に見ると、表の解説を試みんとする、即ち前記A, B, Cは表に記載しある如く第一表に於て各比重別に於て灰分均灰分を異にするも、第三表に示す如く粒度に差異あり、即ち同じ系統の石炭

り、即ち例を開平炭に取つて見たるも即ち同一系統の炭種たるともその性質異なり、即ち比重の点も異なり同一系統の炭質として洗炭せんも今一度可洗研究の必要のある事は勿論の事なり。

斯くの如く各所に産出する石炭の性質は千差萬別なり。此等の各種の石炭の性質を知り次て水洗機の選炭を計るべきなり、一般に比重軽き良炭多く中間比重のもの少なく比重なる硬炭を含むは洗炭操作容易なり、大体性質異なる炭

第一表 比重別灰分及び累積灰分

原 料 炭 B A	原 料 炭 C B A	比 重		比 重 别 灰 分 (%)		累 積 灰 分 (%)	
		一、三〇 以下	二、三〇 以上	一、四〇 以下	一、四〇 以上	一、五〇 以下	一、五〇 以上
開平炭 B A	開平炭 C B A	一、三〇 以下	二、三〇 以上	一、四〇 以下	一、四〇 以上	一、五〇 以下	一、五〇 以上
松浦炭	松浦炭	一、三〇 以下	二、三〇 以上	一、四〇 以下	一、四〇 以上	一、五〇 以下	一、五〇 以上
鹿町炭	鹿町炭	一、三〇 以下	二、三〇 以上	一、四〇 以下	一、四〇 以上	一、五〇 以下	一、五〇 以上
水松炭	水松炭	一、三〇 以下	二、三〇 以上	一、四〇 以下	一、四〇 以上	一、五〇 以下	一、五〇 以上
開平炭 B A	開平炭 C B A	一、三〇 以下	二、三〇 以上	一、四〇 以下	一、四〇 以上	一、五〇 以下	一、五〇 以上
松浦炭	松浦炭	一、三〇 以下	二、三〇 以上	一、四〇 以下	一、四〇 以上	一、五〇 以下	一、五〇 以上
鹿町炭	鹿町炭	一、三〇 以下	二、三〇 以上	一、四〇 以下	一、四〇 以上	一、五〇 以下	一、五〇 以上
水松炭	水松炭	一、三〇 以下	二、三〇 以上	一、四〇 以下	一、四〇 以上	一、五〇 以下	一、五〇 以上

-(26)-

第二表 重量及び歩留累積

原 料 炭 B A	原 料 炭 C B A	比 重		重 量 (%)		步 留 累 積 (%)	
		一、三〇 以下	二、三〇 以上	一、四〇 以下	一、四〇 以上	一、五〇 以下	一、五〇 以上
開平炭 B A	開平炭 C B A	一、三〇 以下	二、三〇 以上	一、四〇 以下	一、四〇 以上	一、五〇 以下	一、五〇 以上
松浦炭	松浦炭	一、三〇 以下	二、三〇 以上	一、四〇 以下	一、四〇 以上	一、五〇 以下	一、五〇 以上
鹿町炭	鹿町炭	一、三〇 以下	二、三〇 以上	一、四〇 以下	一、四〇 以上	一、五〇 以下	一、五〇 以上
水松炭	水松炭	一、三〇 以下	二、三〇 以上	一、四〇 以下	一、四〇 以上	一、五〇 以下	一、五〇 以上
開平炭 B A	開平炭 C B A	一、三〇 以下	二、三〇 以上	一、四〇 以下	一、四〇 以上	一、五〇 以下	一、五〇 以上
松浦炭	松浦炭	一、三〇 以下	二、三〇 以上	一、四〇 以下	一、四〇 以上	一、五〇 以下	一、五〇 以上
鹿町炭	鹿町炭	一、三〇 以下	二、三〇 以上	一、四〇 以下	一、四〇 以上	一、五〇 以下	一、五〇 以上
水松炭	水松炭	一、三〇 以下	二、三〇 以上	一、四〇 以下	一、四〇 以上	一、五〇 以下	一、五〇 以上

-(27)-

質の洗炭は困難にして大体均なる灰分を得る事難事なり。故に水洗機は石炭の品質に依り設計さるべきで單洗炭室面積の比にて能力を決定する事は不可能なり。同一の洗炭機を使用しても各々石炭の品質研究知悉すれば手腕ある洗炭係員は空氣壓力、水量調節金網の大きさ、傾斜の變更等により優秀な成績を挙げ得た例なしとせず。此の結果よりみるも各位の水洗機の設計は各自礦の同一炭種を處理する場合それに適應にして設計されるべきなり。

第四表 開平炭一種分析比較

種 目	揮 發 分		固 定 炭 素		灰 分		元 素 分 析 (%)	
	揮 發 分	固 定 炭 素	灰 分	發 熱 量 (カ ル カ ロ リ ー)	炭 素	水 素	酸 素	窒 素
開平炭 (イ)	三、四	四、五	一〇、〇	六、五	一、六	四、四	六、七	一、六
同純炭(計算)	三、三	四、六	一〇、〇	六、五	一、七	五、五	六、九	一、七
開平炭 (ウ)	元、三	五、六	一、七	一、七	一、七	五、五	一、七	一、七
同純炭(計算)	三、三	五、六	一、七	一、七	一、七	五、五	一、七	一、七
開平炭 (エ)	元、六	五、七	一、七	一、七	一、七	五、五	一、七	一、七
同純炭(計算)	三、三	五、七	一、七	一、七	一、七	五、五	一、七	一、七
開平炭 (オ)	元、六	五、七	一、七	一、七	一、七	五、五	一、七	一、七
同純炭(計算)	三、三	五、七	一、七	一、七	一、七	五、五	一、七	一、七
開平炭 (カ)	元、六	五、七	一、七	一、七	一、七	五、五	一、七	一、七
同純炭(計算)	三、三	五、七	一、七	一、七	一、七	五、五	一、七	一、七

水洗炭事業の發展につれて水洗後の石炭を如何にして脱水するかは重大な事なり、此の成功、不成功とによりて右左するものにして昔は洗炭機の溢流する處に網を置きてなぜり後洗炭機の能力増大するにつれ洗炭機出口丈の脱水網にては不充分なるに至り、脱水昇降機、ドレーニングベンド現れたり、而し之等を以てするも尚不充分にして日に月に改良型又新しき考案現はるゝに至れり、されども網を用ふる脱水法の原則は同様にして石炭粒の大きさに依り目の細かき網を脱水用に使用す、最初は簡単なる固定網を用ひた

りしが後に廻轉篩或は振動篩を用ふるに至れり、又特種の

粉炭の脱水或は乾燥は非常に困難なる問題にて濕氣ある粉炭は甚だ密着し核炭爐用にも汽罐用にも水分過多なり、亦冬期凍結する不便も考へらる粉炭の乾燥は永年の懸案にて今尙問題として残さる此のために近年は後時以下を篩別じ篩下は素炭のまゝ洗炭に加ぶる方法も廣く行はる、斯くすれば速かに平均の水分を低下する事とはなれども此の方法が採らるるためには洗炭の灰分及硫黄なる充分注意して設計せる清澄装置を要す。

現今ロイド性を利用したる薬品装置を以て急速に微粉炭の沈澱せしむる装置が案出され、業者の利便大にして且つ川の清澄化、川の沿岸の明朗化に資する所大なると思考す、詳述は後項に詳述せんとす。

尙参考上古き式を概述せん——此の式は廣大なる地積と一つの池を要す、即第一沈澱池に満たされたる洗炭排水は第二沈澱池に流入し第一沈澱池より沈降炭を取り出す様にせり。

今日炭坑各位の充分微粉炭回収装置の延いては洗炭排水の清澄化されつゝあるは國家の爲慶賀すべき所なるも、尙石炭洗滌法の急速なる進歩發達しつゝある経路につれ微粉炭の損失も亦尙考慮を要する点多しと思考す。

分が之れが爲めに増加せざるを要件とす、けれども我國の如き坑内水の多き場合微粉炭を豫め篩分する事困難にて斯る事は豫期し難し又「」の目節 以下粉炭は本邦の場合品質一般に悪しく若し粉炭を其のまゝ加ふる時は洗炭の灰、硫黄を増加し賣買の規格を破る恐あり、昔は洗粉脱水は沈澱池に集め一様になり時々コップにて掬ひ出せり、水は微粉炭に伴ひて大部分溢流す此の脱水方法は不經濟にて勞銀の高き事に加へ多大の時間を要す、洗炭工場の能力大なるにつれ粉炭の凡てを斯く處理する事困難にして、一層能き方法を案出する必要に迫らる。遠心力は他の各種の工業にて脱水のために利用される、故に之を洗炭の場合に應用せんと企圖せる案が出現せり、即ちハンレツ氏の遠心動(離心動)乾燥機之れなり。

洗炭用水の清澄化——洗炭工場に於ける洗炭水の清澄化と微粉炭回収とは二つの目的を共有するものにして、一つは即ち流失すべき微粉炭の利用、他は反復使用する爲め用水を清澄ならしむる事なり、洗炭の反復使用水は清澄して循環使用に耐へる様にせざるべからず、然らざれば新鮮

勿論微粉炭の損失と之れを充分に回収する事の困難な事と作業費多き事とは微粉炭回収を甚しく遅延せしめたる原因たる、今や塊炭の洗滌は行きつまれる点を迄で進歩せんに拘らず微粉炭回収法は尙多大の進歩の餘地を有す。各位の御研究の切なるもとす、仰々昔粉炭と微粉炭との間に嚴格なる差別なかりしも各自は貯水槽より溢流する水に伴はるゝ如き物質を微粉と呼稱せしも大体の目録を通るものならん、粉炭と微粉とは洗炭機を出た後に分離して存在せず而して粉炭の脱水と微粉の回収とは又同一沈澱池内にて行われたり、此の分類は後に水流中は懸浮する粉炭は洗炭機にて洗炭出来ざるが點の大さは充分成功的に處理可能なり、此の事實より汚れたる微粉含有の水は流水速度の加減により溢流せしめ粉炭より別に清澄する法も清澄から見て可能ならん。

即ち微粉の中には不純物の最も細かき顯微鏡的の粒子を含む、此等は多く粘土質にして水中に懸浮すけれども石炭は概して粉炭でも著しく角張りたる形をなし水中に永く止まらず、此の考えが微粉の處理は即ち粘土の除去にある事

等附記す、微粉炭中粒度粗なるは灰分少く粒度細きは灰分多からんも粒度粗なるもの處理する効果は粒度細なるものよりその効果は良ならんも悪効果なる粒度細なるものを補んが爲に浮濾洗炭法がある、此の法によれば(3)以下の凡ての微粉を處理し得るものにして方式は種あれども據る處は次の如くにして一般の水洗理論と余り異なる。

(イ) 處理微粉は充分なる水(4~5倍重量)と混じ均一なる液状となす。

(ロ) 此の液に少許の油を加へ攪拌して小さな泡を立たしむ、之れを助成する目的にて空氣を誘導す、泡は石炭粒を表面に附着して上層に浮び上り粘土質は泡に附着せずして降下す、即ち浮濾洗炭機の基く處は泡が石炭質に親和が強く粘土質に之れなき点の理論に立てるものなり。

礦所にての石炭處理——坑内の條件をよくし良炭のみを採掘し得れば坑外の操作は甚だ經濟的となり、捲揚にも不用の操作少なく即ち坑内條件よき場合は洗炭工場の利益として次の事を想起し得。

—(30)—

(ロ) 洗炭の歩留り即ち一定原料よりの得量増加

(ニ) 装置の破損及摩滅少なし。

各位置の炭層條件惠たるも尙坑勤務者の總親和總努力による善意の作業による良炭搬送の道德的奉仕の切なるものあらん、試みに悪石採掘を避けるの事由を羅列してみん。

① 層の良炭の部のみ採り扶雜物多き處は天井又は底に残す。

② 必要なる所は木材止めをなし天井又は床より盤床岩の混入を防ぐ。

③ 採掘跡の廢物の掃除に注意す、此等の事により幾分不純分混入を防ぐ事は勿論なるも困難事ならんと思考す。

即ち盤岩を石炭に混入する事は時にとりて坑夫に有利にして採掘量に對する勞銀なる時等その賃金も嵩む理ならんも勿論各位その対策あらんも即ち正しき割引法を採用せる坑もあらん。即ちそれにも復難にしてその良炭を積むにしてもその程度は坑所より切羽により異なる、或る坑は割引表を作り、亦賞與物等の制度を設け極力悪石積出防止せらる現況ならんも假定的數字によりてその無駄の排除の肝要

なる事の駄辨を記述せんとす。

即ち一日二千噸の石炭を出す礦所に於て、トロ一台五百延に付き二十五延即ち5%の盤岩混入の限度なりし處、假りに10%遞昇せりとせば之れが爲めに過剰捲揚百噸(日當り)を増す事となる。

洗炭工場に對する此の影響は下の假定により明なり——

(A) 一日二千噸を處理する洗炭工場とし5%の盤岩混入を見越し $\frac{2,000 \times 95}{100} = 1,900$ 噸の洗炭を得(論述を簡単にする爲め二號炭なしと假定す)

盤岩混入を10%とせば $\frac{2,000 \times 90}{100} = 1,800$ 噸にして盤岩混入を5%とせば $\frac{2,000 \times 95}{100} = 1,900$ 噸にして盤岩の多寡により處理量を増加す $\frac{5\%}{100} = \frac{1,800 \times 5}{100} = 90$ 噸

$10\% = \frac{1,800 \times 10}{100} = 180$ 噸 依て混入許容量を5%増す爲めに受入の増加は九十噸となり、洗炭工場が一時間百噸を洗ひ得る能力とせば $\frac{60 \times 90}{100} = 54$ 分 即ち作業時間は五十四分増す事となる。

前記の假設例に依つて（A）の場合には礦業所の直接收入金損失となり（B）の場合は作用費を増加せしめ洗炭能力低下となり増産の線に沿へない事となる礦業者各位の損失となり、延いては産業界に影響あらんと愚考す。

其の他手選帶を通過せる石炭の手選法やその装置なき所は數個のトロを任意とり手選検査や切羽を掃除する時の特別の留意や、他に種々あらんも淺學なる編者は之の程度に留め次の項を列記しその羅列編輯文の缺を補ふとす。

即ちそれは丈夫なる貯炭槽を設くるを便利とす、その事由次の如し。

(1) 揚炭装置に故障起るゝも或る一定時間丈洗炭の商品化の休止せざる事なり繼續可能ならん。

(2) 洗炭機に故障ある場合と雖も炭槽が一様になる迄で篩別装置を活動し得、貯槽なき場合は篩別装置を休止する事無く。

(3) 洗炭機に故障ある場合と雖も炭槽が一様になる迄で篩別装置を活動し得、貯槽なき場合は篩別装置を休止する事無く。

(4) 洗炭機に故障ある場合と雖も炭槽が一様になる迄で篩別装置を活動し得、貯槽なき場合は篩別装置を休止する事無く。

運搬量 噸	速度每分 71(米)	能力 噸	速度每分 142(米)	能力 噸	速度每分 183(米)	能力 噸
405	75	16	25	34	19	50
457	100	20	38	45	25	70
508	125	30	50	60	25	100
560	150	50	65	100	25	190
610	178	100	100	200	50	360
662	230	180	150	340	50	600
715						



(1)

止し從つて之れに關連する搾揚装置及び全炭坑の作業を休止せざる可ならざるに至らん。
(四) 炭坑よりの出炭は一日中規則正しく出るものに非らず、假りに朝は揚炭除々にして晝迄で漸次増加し之れより夕方に至るに従ひ又漸減す、然るに洗炭工場の作業は規則的な事が最大要諦なり、貯槽の大きさ適當なれば、揚炭の遅き間のためには前日よりの残炭にて補ひ、洗炭處理量が揚炭に及ばぬ時は貯槽に畜へ置く。
(五) 規定期間内に洗炭機處理能力より以上の石炭を採掘し得る場合は特に大なる貯槽を以て晝間の出炭を貯めしも能力低下たらざる事次の表は参考に極型ベルト坑所と洗炭工場との間隔が隔たるも機械的に搬送へ洗炭作業時間を延長して之れを處理し盡すべく。

極型ベルトコンベヤの能力 （石炭1立方メートル800斤/トス）	能力 （石炭1立方メートル800斤/トス）	能力 （石炭1立方メートル800斤/トス）
ベルト巾 （米）	處理石炭ノ最大 （耗）	一時間処理 （耗）
50	16	25
610	30	45
762	50	60
915	75	100

試掘出願から鑛業権(試掘権)の生れる迄の経過(十)

星 物 吉

競願の處理(承前)

次に試掘出願地又は採掘出願地が重複し其の願書發送の日時同一なる場合の取扱に關しては前記鑛業法第三十三條第二項但書の規定に依り、鑛山監督局長に於て之を各出願人は其の通知書に積載の日附より六十日以内に協議を爲し協議成立の場合は甲乙何れの出願を先願と爲し處理するや關係出願人全員連署を以て届出づべきである、協議成立せざる場合又は前記六十日以内に何等の届出なきときは鑛業法施行細則第三十條の規定に依り鑛山監督局長に於て抽籤

の期日及場所を定めて之を各出願人に通知を爲し、抽籤の際立會ふことの機會を與へ若し抽籤當日出願人が正當の理由なく立會ざるときは局員二名以上を立會はしめ抽籤の順位並此の抽籤は一回限りとし、やり直し等を爲さざることを告げ抽籤を施行し優先権者の定まりたるときは當該係員をして抽籤調書を作製せしめ當選者の出願より順次處理するものである。

尙本條に所謂通知は通常書留郵便を以て發送すれば可なるもので必ずしも記達證明附たる要件とせぬ、以上試掘出願地が重複する場合及採掘出願地が重複する場合の處理

に就いては前述の如く其の願書發送の日時の先なる者を優先権者と定め、若し願書發送の日時同一なるときは協議の上優先権者を届出でしめ協議調はざるときは一定の期間中何等の届出なきときは鑛山監督局長抽籤に依り優先権者を決定するものなる處試掘出願地と採掘出願地とが重複したる場合も原則として願書發送の日時の先なる者を優先権者とし、若し其の出願地が鑛業法第十四條の規定「主務大臣に於て試掘出願地採掘に適するものと認めたときは採掘の出願を命ずべし。前項の場合に於て命令書到達の日より六十日以内に採掘の出願を爲さざることは試掘の出願は之を許可せず。前二項の規定は主務大臣に於て採掘出願地の試掘を要するものと認めたる場合に之を準用す」に抵觸するものなるときは同條に依り轉願の手続きを爲さしみべきものなるも、其の試掘出願地と採掘出願地との願書發送同一なる場合に於て願書發送の日時同一なるときは其の重複する部分に付ては採掘出願人は優先権を有す」此の規定

を文字の意義通りに解釋するものとせば同時に試掘と採掘の競願を爲すときは常に採掘出願人が優先権を有すと謂ふことになるにも然らず、此の規定は左様簡単に片付け得べき程容易なる問題ではない。

一般に法律の解釋に當り其の條文の通り判断して可なるものとせば文學者又はお寺の坊さんは同時に法學博士の學位を獲取し得ん筈なるもそうは間屋で卸さぬ所に法律の難解なるものがあるのである。果して然らば前記同一場所に同時に試掘と採掘の出願があつたときどちらも優先出願と決定すべきであるかと謂ふに、此の問題は單に出願を形式的に見て云々すべきにあらざる事實問題に屬すべきものである。即ち其出願地が鑛物の存在其の他の事情より視て採掘に適するものと認むべきや將又仍試掘を要する地域と看るべきか、よつて優先権の歸屬する所を異にする問題なのである。

換言すれば其の出願地が採掘に適する場所である限り、採掘出願人に優先権を認め採掘の出願を許可し、試掘出願は採掘権設定の登録を俟つて採掘鑛區と重複する事由に依

が不許可處分に付し、又其の出願地が未だ充分探礦せよ
文獻其の他の方法に據るも鑛物の存在及鑛床の現態等審査
がらず仍試掘を要するものと認むる場合は試掘出願人に優
先權を認め試掘の出願を許可し、探掘出願は試掘權設定の
登録を俟つて、試掘鑛區と重複する事由に依り不許可すべ
きである。然るに前項の規定によれば、前項の規定によれば、
尙本問題に同種鑛物の競願たると異種鑛物の競願たると
に依り優先權の歸屬を異にするにあらざるもの、異種鑛物の
場合は優先權を有する出願を許可したる後他の出願即ち非
優先權の出願に就き鑛業法第三十二條の規定を適用するは
勿論である。

掘出願人に對し試掘申請方を注意し、其の出願を俟つて兩者に對し協議又は抽籤に依り優先權者を決定せしむる行政取扱例あるも、余は鉱業法第四十三條「試掘出願人同權の鑛物に付、更に採掘の出願を爲したる場合に於て出願地重複するときは、其の重複する部分に付ては採掘の出願は試

掘願書發送の日時に於て試掘の出願に代りたるものと看做す。但し第三十三條第四項の場合は此の限りにあらず。前項本文の規定は採掘出願人同種の礦物に付更に試掘の出願を爲したる場合に之を準用す。

前二項の規定は第二十四條及第一十五條の場合に於ける期限經過後の出願に之を適用せず。第一項但書の規定に従じ此の取扱例には贊意を表すること能はざるものである何となれば鑛業法第三十三條第四項の場合は前記第三十四條第一項の印書を以て轉願を認めざることを規定し居るが故に假試掘を要する場所に採掘出願を爲したるときは爾後自發的たると注意文は命令に依るを問はず。採掘出願と同時に爲されたる試掘出願が現存する以上後に出願せられたる試掘出願が採掘出願の日時に遡及することとなきを以て同一

ひは直に改めべきものと確信す。
（未完）

石炭節約標語

大阪鐵道局發表

活かせ一塊興亞の資源 大阪 木村又次郎
惜しめ一塊興亞の資源 米子 大村 正夫

見て焚け火の色煙の色 福知山 天田信夫
拾へば寶が踏めば土 明石 岡本 金治

一場も惜しむ心が國譲る　　老子　　米原　　源水
白い煙は興亞の烽火　　吹田　福岡　信男

走れ無煙で國策綱を 大阪 徒實 重夫
節約は先づ一聲の氣笛から 大阪 本山 邦久

に於ては遡及効を力ぜざる無用の出願を爲さしむる生ことになり出願人の迷惑一方ならざるのみならず、前記第三十三条第四項及第三十四条第一項但書を曲解し、試掘出願人と採掘出願人が競合したる場合、採掘出願人が試掘出願を爲せば試掘出願人と對等の権利を與ふるものとせんか共同で業者等が試掘炭區満期後の再掘の際に競願を爲すに當り假試掘を要すること明かなる地圖に對し徒らに採掘の出願を爲し無用の手數を勞することあるを以て斯る行政取扱

同一場所に同時に同種鉱物を目的とする試掘と採掘の競
廻りあつたるとき實地調査等特別の調査を行はずして單に形
式上の調査（例へば其の出廻地の鋪床説明が不充分あると
か又は前身鋪區時代に餘り採鐵の届出がなかつたと云ふ事
由）のみにて優先權の歸屬を考査することの不十分なると
とは當然にして敢て異論ながるべきも前記假試掘を要する
場所に同時に試掘と採掘の出願があるときは、先づ其の採

故に本件の場合は其の出願地が假試掘を要する場所なるときは採炭出願に對し試掘轉願の注意、又は命令前其の採掘出願を同時に願書發送せられたる試掘出願を先づ處分し該試掘願ひが鑛業權設定の場合は採掘出願は試掘鑛區と重複する事由に依り不許可し、若し試掘出願が試掘權設定の登録免末内申の他の事由に依り却下せらるべきは前記

採掘出願人に對し試掘轉願の注意又は命令を爲すべき筋合
にあらざるなり。

に於ては遡及効を力ぜざる無用の出願を爲さしむる生ことになり出願人の迷惑一方ならざるのみならず、前記第三十

と採掘出願人が競合したる場合、採掘出願人が試掘出願を爲せば試掘出願人と對等の権利を與ふるものとせんか共同

銅業精者等が計画炭田溝期後の再掘の際に競願を爲すに當り假試掘を要することと明かなる地區に對し徒らに採掘の出頭を爲し無用の手数を勞することあると以て断る行文及

石炭増産對策要綱

物價委員會で決定

中央物價委員會は九日東京會館で第十回常任委員會および第三十二回總會を開催、石炭特別部會の答申せる石炭増產對策要綱を審議決定した。

石炭増産對策要綱

石炭の產業上ならびに、國防上における重要性にかんがみ、その供給確保については日滿支を通じ積極的に急速なる増產をはかるとともに現下の緊迫せる需要に應ずるため他の計畫產業に比し優先的にこれが増產計畫の完遂を期するやう萬全の處置を講ずる要あり。

二、綜合的增產計畫の確立

(一) 日滿支を通じ平戰兩時における石炭需給の趨勢を勘考し新情勢に對應し綜合的增產計畫を確立し石炭資源の積極的合理的開發を促進すること

などを考慮し比較的増產容易なる炭礦につき可能なる限り

その増產をはかること

(四) 製鐵用粘結炭ガス發生爐用原料炭など特殊用途に必要な適正炭の増產をはかること

(五) 各炭礦の出炭數量、礦夫一人あたりの出炭量、石炭當り資材などの所要量、生産費などを考慮し能率高き炭礦に重點をおきその増產をはかること

(六) 各炭礦別に炭質、數量などを纏め一定の責任出炭をなさしむること

三、資材の供給確保

(一) 石炭増產上必要な最小限度の資材の供給は物資動員計畫その他においてこれを確保するやう特別の措置を講ずること

(二) 資材の配給にあたつては能率高き炭礦、増產上緊急を要する炭礦に重點をおくこと

(三) 資材の配給にあたつては増產計畫に即應し各種資材間の調和ならびに資材の配給量と技術者、勞務者、電力などの供給量との均衡を保持するやうこれを調整する

四、能率の増進向上

(一) 右計畫の完遂をはかるため日滿支間の聯絡協調に關し機構の整備その他適當なる措置を講ずるとともに内地、外地間の一元的生産統制を行ふこと

二、炭礦の合理的開發

(二) 右計畫の完遂をはかるため必要なるの錯雜など石炭礦業の實情にかんがみ必要な事業の合同、礦區の整理、設備の共同利用などこれが整理統合を行ふこと

(三) 各炭礦別の炭層狀況、埋藏量、炭質、礦内狀況などをはかること

三、技術者及び勞務者の供給確保

(一) 労力節約のため必要な資材の供給をとくに考慮に整理統合を行ひ各種資材の供給確保と入手の簡易化とをはかること

四、職業紹介機關を整備擴充しその全機能を發揮せしむるとともに募集從事者の活用をはかること

(二) 炭礦における勞務實情の周知をはかるとともに石炭礦、増產上緊急を要する炭礦に重點をおくこと

(三) 職業紹介機關を整備擴充しその全機能を發揮せしむること

(一) 採炭能力、運炭能力、選炭能力などの調整に着手し、その不均衡を是正し合理的能率化につとむること

(二) 機械設備などの整備擴充、採炭方法の改善合理化などにより増産をはかること

(三) 勞務管理の改善合理化により労力能率の増進をはかること

(四) 勞務者の移動防止上有効適切なる措置を講ずること

(五) 勞務者に對し稼働の義務を課するなど稼働率の向上をはかるため必要な措置を講ずること

(六) 現下の時局にかんがみ石炭の増産上適切なる如く労働法規の非常時の運用に遺憾なきを期すとともに必要な應急的臨時の改正などを考慮すること

(七) 炭鉱労務者に對し事變下における石炭礦業の重要な性と時局認識を徹底せしめるため礦業報國運動の積極的普及をはかること

六、その他の増産對策

(一) 「ブル」平準價格制における買上げ炭價の決定に關しては積極的増産の促進に適合する如く十分考慮す

(二) 「ブール」平準價格制における買上げ炭價の決定に關しては積極的増産の促進に適合する如く十分考慮す

正るとして

(二) 石炭増産の施設上必要な資金の調達については事情に應じ適當なる措置を講ずること

(三) 石炭増産上必要な専門的專項を調査審議するため委員會その他適當なる機關を設置すること

(四) 石炭礦業の現状にかんがみその積極的合理的開發促進をはかるため重要礦物增産法、國家總動員法など現行法規の運営に遺憾なきを期すと共にさらに必要な事項については法令の整備擴充其他の措置を講ずること

(五) 石炭船運賃の現状にかんがみその積載量の合理化をはかるため重要貨物輸送法、國家總動員法など現行法規の運営に遺憾なきを期すと共にさらに必要な事項については法令の整備擴充其他の措置を講ずること

(六) 石炭船運賃の現状にかんがみその積載量の合理化をはかるため重要貨物輸送法、國家總動員法など現行法規の運営に遺憾なきを期すと共にさらに必要な事項については法令の整備擴充其他の措置を講ずること

(七) 石炭船運賃の現状にかんがみその積載量の合理化をはかるため重要貨物輸送法、國家總動員法など現行法規の運営に遺憾なきを期すと共にさらに必要な事項については法令の整備擴充其他の措置を講ずること

(八) 石炭船運賃の現状にかんがみその積載量の合理化をはかるため重要貨物輸送法、國家總動員法など現行法規の運営に遺憾なきを期すと共にさらに必要な事項については法令の整備擴充其他の措置を講ずること

一、汽船運賃

石炭船運賃



輸送能率を低下してゐる故、その改善こそ急務である。

に對する宣戰布告撤回要求により戦争先行に對する氣迷がら警戒的氣分を誘致し、總じて愚圖付狀態を呈し部分的には反落してゐる。

然しながら如何に複雑怪奇なる歐洲状勢といへども戦争はこのまゝ落着するとも考へられず、その本格化長期化は必至と見るは一般的の觀測であ

り、先高氣分は強い。いづれ新局面の展開と共に遠洋市況も第二段の飛躍期に入るもと見られ、機會の到来を待ちて善處せんとする雲行である。

近海市況は統制強化で無味乾燥であり標準率の勘定で運賃の變動なく、一部割高の航路も漸次に是正されるべく右炭、鐵石、原鹽等の重要物資の輸送に大量の船腹を消化してゐる。

二、帆船運賃

帝船運賃は九月十八日の物價停止令により値上不能となり前月通りである。冬期の荒天を控へ一航海日數の増加は必然的に運賃收入の減少となり、帆船運賃に關する即り冬期は一種の値下と見るべきである。業者は對策に腐心してゐる。

八、石炭

石炭の出廻りは相變らず旺盛で特に急を要する桿太炭の積取は順調に進歩してゐる。各港湾の荷役能力欠乏は

日產遠賀號獻納彙報

一日產鐵業所の赤誠

石炭統制は

生産第一主義

互助會より要望

全國石炭販賣會社設立に對し石炭鐵業互

助會では先般來武内專務が數回に亘り上京

し當局と折衝を重ねてあるが同會の主張す

るところは膨大なる需要を充足するには生

産主義を第一要件とし生産は價格配給に優

先するところ強調、生産上の運用として立

案中の當局に對し左記三項を進言要望して

あるが共販機構確立に大なる示唆を與へる

ものとして注目されてゐる。

一、手販賣會社は左の生産上の主要事項

A、金融の圓滑なる運用を圖ること

B、労働力の充足を實現すること

C、資財配給の圓滑を圖ること

- D、増出炭獎勵方法を講ずること
- E、合法的鐵區整理
- F、増産の目的達成のため生産業者に直
- G、接間接に不利、不安を與ふるが如き一切の事態を除去すること

二、労働者の充足を優先とし尙現行法中の健康保険法及退職積立金法並に鐵業法中

勞役規則等の運用に當り時局を認識せざるもの

るものを指導する爲め再検討を遊び現在

の從業員の稼働率低下せるもの能率増

進せしむる要あり。

三、一手販賣會社設立による買上炭價が生

産者現在の手取價格より減するが如き場

合には炭鐵の經營上致命的打撃となり會

社設立により出炭減少を見るが如き事態

を豫想せらるべきに付合理化による利益

金は增産獎勵の意味に於て得たるものな

生産に振向けられなし

石炭共販本筋へ

民間側も贊意を表明

政府は先に中央委員會の答申に本づき石炭配給機構の一元化を決定したが、さらに

四日全國石炭業者代表を首相官邸に招致し

官民合同協議會を開會、伍堂商相より政府

の石炭對策に關する根本方針を述べた後、

—(44)—

九州の空を護る遠賀川河口の大飛行場建設を機會に社員及び從業員七千名が熱誠こめた獻金によつて譽の軍用飛行機「日產遠賀號」を獻納すべく目下實行方法その他具體的の計畫案を練つてゐる。獻納機數及び種類は現在の所確定に至つてゐないが獻納基金の募集は大體において毎月一回、軍用機獻納勞力日を制定してこの日の勞銀全額を基金に當てるもので、全從業員四日分の獻金で軍用機臺が獻納出来ることになつてゐる。

石炭共販に

中小坑の對策

野上互助會長等が上京

石炭共販會社案は全國石炭鐵業家石炭商社さすべく、來議會に右に要する法律案および豫算算案を提出協賛を求めるこことになつてゐる。

石炭共販會社案は全國石炭鐵業家石炭商

社設立により出炭減少を見るが如き事態を豫想せらるべきに付合理化による利益

金は増産獎勵の意味に於て得たるものな

生産に振向けられなし

目標達成に關する根本方策につき詳細説明し、特に石炭關係の配給輸送について永井過鐵相に、労働の計画供給については小原内厚相に對し大々積極的協力方を要請したが、商相としては

一、石炭の増産は刻々の緊急問題であるが、勞力不足と生産資材配給の不圓滑から所

期の増産を達成することは困難である。

一、樺太の石炭は輸送關係に於て可成り困

難があり、また滿洲は自國の供給を第一

とせねばならぬ位不足勝ちで、北支は先

づく生産資材を注ぎ込んでからでないとも

のにならぬ。

一、故に現在は國內増産を第一義とし、資材、労力を高能率鐵山に集中して増産に拍車をかけること。

一、而して労力不足の緩和については労働者數の增加もさることながら、差しつめ

炭坑労働者の労働時間と科學的に調整して能率的に半強制的作業に從事せしめる

さ述べ、ついで伍堂商相の懇意により右共販會社設立の發起人選定に關する協議をなし、結局發起人側人選は商相および松本會長に一任することとし、更に政府が現在の石炭專門委員會のほかに業界の實情を聽取すべき新機關の創設を要望、商相よりよく考慮する旨を答へた、かくて問題の石炭配給統制の一元化はいよいよ本格的に急速具體化されることになつたのである。

なほ同共販會社發起人の選定は一兩日中に完了することになつてゐる。

労働時間調整

國內増産第一義

一 石炭増産方針を闡明 —

伍堂商相は六日の閣議に於て石炭の増産

—(45)—

災害全般に亘るものでかくて之が全面的實施をみるとに至れば難物視される我國礦山災害防止上に劃期的成果を擧げるもの期待されてゐる。

△礦山災害防止對策概要

一、災害防止の自發的勵行を期し各支所で技術、管理者會議を逐次開催、局との緊密なる連絡と具體的技術的對策を商議する。
一、係員、未熟練礦夫の指導訓練 瓦斯及炭塵の精密度検査の周到を期し同時に瓦斯と炭塵の量を適當に調整せしめる
一、炭塵の爆發豫防方法として粉岩、撒水を徹底的に勵行せしめる
一、炭車事故はレールの不備の場合も多いので之が完璧を期すること
一、坑内深度が深くなるに伴ひ入坑者が疲労するので入坑には危険な炭車を可及的に用意使用せしめる

石油・石炭の對策

商工省地方長官の協力要望

地方長官と商工省との事務内合はせ三日

福岡礦山監督局飯塚支所では豫て管内二瀬、幸袋兩町に跨る日鐵二瀬礦區の盜掘が數十ヶ所に亘つて行はれてゐることを探知したので、十二日午前十時徳川支所長以下所員三名は福岡監督局から奈良技手木下屬、直方支所から肥川技手飯塚署より水城刑事部長外十數名の應援を得て、全員を三隊に分け二瀬町内相田、位谷幸袋町、妙見谷、白旗方面の一齊盜掘檢査を抜き討的に行ひ盜掘五十坑を發見し

これに對して悉く坑口をダイナマイトで爆破し礦山監督局の閉鎖を行つて、午後七時引揚げた。盜掘者は既に數日前から檢舉の手の延びて來ることを感知し、坑口を土を以つて覆ひ、樹木や枯葉を以つてカムフラージュしてこの坑口の所在を晦まし、作業も殆んど中止して居り僅か五名を捕へたに過ぎなかつたが、犯人も判明したので今後全部召喚して取調べを行ふことになつて居り、盜掘場所は殆んど深山で數年前より行はれて相當大規模のものもあり山中にて發見した貯炭は約五百噸に達し、今までの盜掘量は莫に及ぶ見込である。

午前九時三十分より内務省會議室に於て行はれ商工省より村瀬次官、竹内物價局次長など各局部長出席左の如き指示事項に基き關係官より説明し、その積極的協力を求めた。

上指 示 事 項

一、物價調整に關する件
二、價格なき引上停止と共に公定價格を益々擴充する方針にしてこれに伴ふ中央並に地方の機械整備を考慮しつゝあるを以て地方廳に於ても今後益々價格統制の實施に遺漏なきを期せられたし

三、消費節約に關する件（略）
四、石油の配給統制に關する件
今般中央および地方を通じ販賣機構を整備綜合し軍用生産力擴充用農林水産業用など用途別需要に適合せる総合的配給計畫を樹立實施せしむることとする

もに、先般石油配給統制規則を決定公布し運用に關しては地方廳においては各府縣に於ける卸賣會社の監督配給計畫の承認など石油の圓滑なる配給に關し特に配意相成度の適正をはかるため一元的配給機構を確立するの方針を決定し右石炭配給機械の調整機關として石炭の年買上および一手販賣を行ふ半官半民の株式會社を設立し目下準備中なり、石炭の増産に關して最近豫期の如く増産の進捗せざる最大原因の一は坑夫の不足にあるをもつて、坑夫充足のため坑夫の積極的募集をなし積極的増産の促進に努めつゝある。

日鐵二瀬礦區

盜掘一齊檢舉

田昭和石炭社長が就任する事に内定した。

共販會社對策に

炭界代表上京

いよ／＼本格的共販制樹立の氣運が、十
三、十四の二日間石炭部會によつて拍車を加へる情勢に向つて來た爲め互助會石炭の各重役は既に上京せるもの十一名、更に松尾代議士外九名も十日より續々上京中であるが、此等の代表は麴町格家の臨時本部外龍名館、萬平ホテル、第一ホテル等に分宿一路既定方針の達成に邁進するものを見られ互聯會今後の動きは注視的となつてゐる。尙ほ若松合同石炭でも中平、山本、池田の三重役が十三日夫々上京したが更に近く開催せらるゝ全國仲買商人會までには残存の重役も東上することになつてゐる。

がこの種關係各官廳及民間當業者間の諒解成り、民間側では配給調節をかかるため「日滿支石炭聯盟」を來月早々設立する運びとなつた、而して同聯盟の組織は社團法體を綱羅する協議會の設置方を懇意してゐるが、此等の代表は麴町格家の臨時本部外龍名館、萬平ホテル、第一ホテル等に分宿一路既定方針の達成に邁進するものを見られ互聯會今後の動きは注視的となつてゐる。尙ほ若松合同石炭でも中平、山本、池田の三重役が十三日夫々上京したが更に近く開催せらるゝ全國仲買商人會までには残存の重役も東上することになつてゐる。

福礦局々員の

勞 動 法 規 講 習

業者、統制團網羅

一日來月早々設立さる
一、來月早々設立さる

- (49) -

するため福岡鑛山監督局では十六日から二十四日まで同局労務課に於いて労働法規講習會を開催、連日午後四時の退廳時から六時まで二時間にわたり局員の法規認識の徹底を圖ることとなつた。

尙ほ講師及び講演題目は左の通り

△「賃銀統制令及び技能者養成令」佐久

△「扶助規則」立山屬

△「雇傭勞役規則」大原屬

△「賃銀統制令及び技能者養成令」佐久

労務課長

△「扶助規則」立山屬

△「雇傭勞役規則」大原屬

△「扶助規則」立山屬

△「雇傭勞役規則」大原屬

△「扶助規則」立山屬

船舶用焚料炭配給

一割五分削減

遞信省運航短縮を要請

商工省では今面昭和石炭を通じて、十月

以降明年三月末日迄の船舶用焚料炭は海運業者の要求を査定の上、要求額の一割五分（約六十萬噸）減さなすことを通達した、之に對し海運業者は現在國際情勢よりみて

す影響も看過出来ぬものがあり、同所に於て燃料節約により燃料炭の節減を圖ると共に、他方石炭の一般使用の合理化も努め、生産能率の低下に備へることになつた。右につき鶴見技師長は語る。

九月上旬行つた燃料節約週間も今日あることの豫想の下に實施し既に各工場に對しても通告をして置いたのであるが豫想通りかういふ状態に立至つたのは遺憾なことである、今日の會合では何等これと言つて經つた話までは行かなかつたが、積極的燃料節約に努め、生産への影響は未然に防ぐべく邁進する決心だ。

内地労働者

一萬人補充を確保

炭礦と職紹の連絡緊密化

應急的石炭増産對策の中樞を爲すものは、労働者の補充といふ問題であるに鑑み商工省では之が對策として厚生省と協議の上半島労働者を移入することとし既に就職を見つかるものもあるがこれだけでは不足労働者の約一割程度を補充するに過ぎないの更に労力補充の恒久對策として内地労

共販ブール制の實施

二重統制に出鼻挫かる

満支炭開發を阻止

石炭共販は「ブール」平準價格制の採用は石炭礦業の妙味を失ひ積極的増産途行に相當の影響を齎すものと關係業者の觀測が下されてゐるが、更に共販は満支炭開發にも多大の關係を有し何等かの満支炭開發促進工作を樹立する必要が叫ばれてゐる。即ち満洲及北支炭の開發は内地炭増産の爲めには炭礦業者と職業紹介所との緊密なる連絡を保たしめるやう工作することになつてゐる。

重要なものがあり、然も開發資材並に資金は内地炭をより増産の爲に注入する

ら、後藤寺町水吉公會堂で組合總會を開催し、石炭共販會社設立反対に關する協議を行ふ。

因に同坑採炭貨銀は最高四、五圓、最低二圓程度で「嫁をやるなら坑夫さん」に全くお山の景氣は素晴らしい、なほ新潟から朝日化學への譲渡金は七十萬圓乃至百萬圓だらうと云はれてゐる。

新高江鑛業所を

朝日化學が買収

石炭割當量減る

一日鐵錫のふ對策協議會

鐵錫增產街道を轟進する八幡製鐵所では

ふ筑豊炭山は人手不足ながらも増産報國の國策に乗つて日夜出炭能率の向上に腐心してゐるが、直方市上頓野新高江鑛業所では

鞍手郡木屋瀬町山鹿重憲氏の經營になつてゐたのが去る九月廿四日朝日化學肥料株式會社（本店尼崎市）に一切の經營を譲渡、

名稱も朝日化學新高江鑛業所と改稱、現在一ヶ月四千トンを產出してゐるが、年產十萬トンを突破すべく稼働者を大々的に募集してゐる、なほ朝日化學では同鐵を獲得と共に稼働者五百名の足止め策として四ヶ月在勤の者に對し預金（稼働者が他より採用されて來た際、炭坑側より借り受け前借金）の枠引を實施することを阐明したが

稼働者側ではこの優遇策に好感を持ち殆どしてゐる。

全部の者が同坑に居残り、増産の戰士として活動してゐる。

現在までの同所一ヶ月の石炭使用量は約六百餘萬噸で、約百萬噸は外國から輸入他人を得たものゝ如く、伊能製鐵部長は閉會後時間餘、所長室で緊急部長會議を開催、こ

れによる作業上の影響並に對策につき協議任を待ち、十二日朝九時から正午に至る三時間餘、所長室で緊急部長會議を開催、この所長は全國内より供給を受けて來たものであるが、今回の削減率は〇割で、生産に及ぼす所の影響を鑑み遞信省では船舶の運航の短縮は生産力擴充に重大影響のあるものと見て、企畫院と協議の結果商工省と交渉を行ふ事となつた。

より、少額で済み、出炭能率も著しく嵩々又炭質的に見ても製鐵用原料炭並に高カロリーの優秀炭である關係から最近支炭開発工作は著しく進んでゐる。が、内地に於いても共販が実施され、ブール制が適用されることになれば満支炭はそれ、現地で共販又は販賣統制を受け、又内地に輸入して又共販に移されれば二重の統制を受けることとなり、満支進出の氣勢は出鼻を挫かれ漸次消極的態度に推移しつゝある。

買收價格に

内地炭と區別

當局満支依存方針堅持

石炭共販實施に伴ふ影響は別項の如く満洲及北支炭開発進出にも重要關係を有し消極的態度が擡頭しつゝあるが、斯くては我が國石炭需給根本對策に重大支障を來す結果となるので、商工當局に於てもこれが傾向を重視し左の方針で進む意向である。即ち内地炭は埋藏量並に炭質兩面より見

て需要増に應する増産是不可能な現状であるから商工當局としては飽くまでも北支満支開發による供給不足補充策を講ずる必要があるに鑑み、特に北支炭の買收價格は新規投資の危險性と諸般の特殊事情を充分參照して買取價格構成條件を内地炭のそれと差別化設け、満支炭内地輸入に支障なからしめんとしてある。

石炭商從業員大會

共販制阻止の叫び

きのふ若松で大會

石炭一元統制における地方共販會社の設立はたゞに石炭商の不安焦躁のみならずこれが必然の結果として從業員も死活の岐路にさらされるこの時局下に行はれんとするかゝる一大轉革をわれくは絶対に承服出来ぬ。若松市の大小石炭商三百數十軒の從業員一千六百余名は、十六日午後七時から市公會堂に共販制阻止從業員大會を開催した。

東方遙拜、默禱あつて村松商店澁谷氏の

開會の辭後柳川商店伊藤氏座長となり坂本商店長田氏より從業員大會開催に至る經過報告をなして協議に移り阻止運動について説明あり次いで幸田合石重役、小倉市水谷辯護士、互助會石炭才津原積谷氏の激勵演説があり引續き從業員代表の意見發表に移り西日滿鐵業務課長ほか駿氏が起つて交々熱辯を揮ひ共販制に絶対反対の意思を明らかにしたのち、宣言、決議を滿場一致可決同十時ごろ散會した、近く委員が挙げて上京し阻止運動に満進することになったがこの阻止運動は商店主側の運動とは全々別個さし從業員獨自の立場から行ひまた全國各地の從業員にも飛檄目的貫徹に拍車する。

「決議」興亞聖業の達成と銑後產業の充實とは帝國不動の國是にして一億民心は今や滅私奉公の微衷に灼熱する秋、業界の實情を無視し燃料配給の系軌を攪亂し生産擴充の重要な國策は泥土に蹂躪せられ燃料減產の悲域に沈淪せんこす、吾人數萬の石炭從業員の生活権はために根底より奪はれて省みられず忽從承服の事に非ず、よつて本大會はこゝに共販會社の設立

に絶對反対の決議をなし、當路の蒙を啓き國家產業標軸の危機を未然に救はんことを右決議す。

若松石炭從業員共販制阻止大會

鑛夫移動禁止發令

三浦厚生次官來福談

十五日夜來福した厚生省政務次官三浦虎雄氏は十六日午前中を福岡鑛山監督局で過ごしたが、勞務關係方面的視察がてら實際の事務を司つてゐる福岡鑛山監督局に色々事情を承りに來たといふ譯だ、午後の汽車で佐世保に向ひ同地で一泊十七日は大牟田、三池方面を視察し、鹿兒島縣の串木野に往き歸京する豫定に語つた。

勞力不足を一掃

今月中に全國一萬一千町村に

戰時下生産擴充の線に沿ふ勞務動員實施

計畫の主旨を徹底し供給人員の概定、要員の充實計畫を立て、地方農村から「勞務資源不足」を一掃しようといふ「町村勞務動員協議會」がいよいよ全國一萬一千町村に置かれるこになり、厚生省では第二豫備金から五十萬圓を支出して設置の助成をするさまにも十六日次官通牒をもつて各地方長官に設置要綱を通達した。

協議會の仕事は勞務動員に必要な町村の人員を調べて何時でも需要に應じられる準備を整へるほか町村の生産力を落さぬためにはさうしたらいゝがなぞといふことを自治團體で自主的にやつて行かうといふ組織で、町村が主宰し縣や職業紹介所が協力することになつてなり、メンバには學校職員、警察官、區長方面委員がる模様で、今後常設機關として活動することになつてゐる。

九州水力電氣株式會社



本會記事

◎九月二十一日 本社に於て會社重役並に理事會開催、野上、武内、末吉、北代、金丸、中島、三崎、橋上、田籠、犬丸、藤井、西本、有江各重役、和才、棚瀬各理事出席、左記議題に付き審議した。

一、商工省燃料局専門委員選任に關する件

二、其他重要事項

◎十月八日 本社に於て午後二時より會社重役並に理事會

互助會理事會を開催、野上、山本、武内、橋上、中島、三崎、田籠、犬丸(代)、北代、藤井、末吉(代)、西本各重役松尾、上田、和才、西田、棚瀬各理事出席。左記事項について審議した。

一、石炭共販會社設立に關し、上京委員交渉經過報告の件

二、第六期決算報告の件

◎十月一日より實施されてゐる切符制度による石炭統制に理會開催。山本、武内、橋上、中島、田籠、犬丸、北代、藤井、末吉、西本各重役、松尾、上田、和才、西田、棚瀬野内、各理事出席。左記事項につき審議した。

一、石炭共販會社に對する今後の對策に關する件

十月一日より實施されてゐる切符制度による石炭統制につき、各生産業者も未だ充分規則の呑み込みが出來ず、種々の手違を生じ、却つて配給率の圓滑を缺いてゐると云ふ状態で、この際法規の徹底化を圖るべく、本會では十月一日午後一時より若松商工會議所に關係炭坑事務取扱者を招集、會よりは安西業務課長外出席、詳細に説明した。

◎石炭販賣取締規則講習會

◎十月一日ヨリダイヤ變更ニ關スル件
一、請願工事ニ關スル件
一、日發會社ニ關スル件
一、石炭販賣取締規則ニ關スル件
一、共販會社設立ニ關スル件

○互助會地方部會

第十九回事務打合地方部會は會社側より、安西、野見山、熊川出席の上左記日取及議題に依り開催した。

◎遠賀部會 九月十八日 於中間「柳屋」

◎西川部會 九月十九日 於折尾「喜樂」

◎飯塚部會 九月二十日 於大黒炭坑

◎上嘉穂部會 九月二十一日 於上山田「大山」

議題

一、貨車問題ニ關スル件

①部會提出書類ニ關スル件

②査定審議ニ就キ

③九月分各礦配車査定案ノ審議

④二重輸送ニ關スル件

⑤石炭車ノ運用狀態ニ關スル件

⑥西部荷役ノ現狀ニ就キ

⑦本土送リニ關スル件

○肥前支部諸行事

一、鐵鋼統制協議會

九月二十日午前八時佐世保公會堂に於て第三期鐵鋼割當に關し肥前支部會員の召集をなし種々協議打合せをした。

一、第八回支部總會

十月五日午後一時佐世保市公會堂に於て、第八回肥前支部總會、吉原支部長、井家上、兒玉、角口各常任理事、有吉理事、福田(福井)、熊吉(皆瀬)、赤木、古本(蘆)、山下(野中)、三木、宮本(第二大岳)、岩崎(牧崎)、中野(江里)高橋(土肥)浦、杉山、中橋(山住)、榎原(今福)、佐田(大志佐)、酒井(池野三礪)、渡邊(柏木)、木原(山代)、山

本(小岩)、高橋(大伊万里)、小岩(向山)、佐田(立岩)、木村(大黒)、松川(新本山)、高橋(上志佐)、松尾(角山)、中島(神林)小代(川釣)、堀、山口(佐世保)、林(林)、安部(恵比須)、藤善(岩谷大里)、太田(古賀)、天本(嚴木)、池田(新岩屋)、川原(大坪)、大島(新田)、梅林(黒川)、松本

藤水(北松)ノ各會員及び安西主事、大川、早田出席左記議題ニ關シ報告打合セナシタリ。

第八回支部總會議題

一、石炭販賣取締規則ニ關スル件

一、共販會社設立ニ關スル件

一、互助會石炭株式會社株券割當ニ關スル件

一、柏木、佐世保炭坑人會ニ關スル件

一、其他一般事項

○力一バイト配給に關する陳情

カーバイドの不足は遂に作業休止の炭坑さへ出すに至り本會で極力これが配給に盡力して居たが九月二十日九州懇話會、福岡地方石炭協議會、宇部鑛業組合、金屬山代表と共にカーバイトの増産の陳情のため上京した。

即ち互助會地方部會、西川、木原、天道、新手の各炭坑が代表となり、これに本會から町田係員が加はつた。滯京約一週間、豫期以上の成績を收めて歸着した。

福鑛聯合會歌懸賞募集

福岡地方鑛業報國聯合會では同會事業の一として福鑛聯合會歌を作成する事になつて居たが、右は今回左記の規定により募集される事になつた。振つて應募されたい。

イ、歌詞は雄渾にして鑛業報國の熱情に沸る鑛業戰士の力

強き姿と希望とを読み込みたるものにして歩調休む事

ロ、歌詞の長さは四節以上六節以下とする事。

ハ、賞金 一等 壱百圓 一名

二等 參拾圓 二名

三等 拾圓 二名

ニ、審査 相當の權威者に委嘱

ホ、當選發表方法及期日

△注意 應募歌詞は各炭坑に於て取纏め、福岡鑛山監督局

當選歌詞と共に鑛山宛通報すると共に會報にて發表す

△発表期日は十二月十日

△締切期日は十一月末日

石炭鑛業權認定 (自昭和十四年七月六日) 福岡鑛山監督局

登録番號	鑛 区 所 在 地	面 積	鑛業權者住所氏名
試 堀 権 設 定			
宮崎 三元丸 同 三元三	兒湯郡上穂北村妻町 東諸縣郡高岡町	空三,四〇	宮崎市上野町二丁目 高橋 太郎 外二人
福岡 三元一 同 三元一	柏屋郡香椎村和白村並二海面	空五,四〇	宮崎市橘通三丁目 堀 本 三 郎 造
宮崎 三元四 同 三元四	兒湯郡新田村高鍋町	毛八,四〇	宇部市上宇部區
佐賀 三元二 同 三元二	唐津市東松浦郡四木村西松浦郡波多津村	九三,四〇	宇部市東區木町二丁目 宮 田 顯 二
佐賀 三元三 同 三元三	東彼杵郡棚町彼杵村	九一,四〇	福岡市大名町一丁目 寺 田 半 二
佐賀 三元五 同 三元五	宇部市地先海面	九〇,四〇	東京市芝園田村二丁目 高 須 重 彦
福岡 三元四 同 三元四	嘉穂郡頴田村	八四〇,四〇	宇部鑛業株式會社 本田 貞介 外一人
佐賀 三元六 同 三元六	柏屋郡勢門村篠栗町	八三三,四〇〇	東京市中野區桃園町
佐賀 三元七 同 三元七	山門郡兩開村地先海面大和村地先海面	八三三,四〇〇	福岡市中間町 木下 光 幸 千 秋
佐賀 三元八 同 三元八	西松浦郡松浦村杵島郡若木村武内村	八二七,四〇〇	長崎縣壹岐郡箱崎村 倉 岩 太 郎
佐賀 三元九 同 三元九	杵島郡武内村西松浦郡松浦村	八二六,四〇〇	佐世保市位立町 藏内次郎兵衛外一人
西松浦郡松浦村大坪村杵島郡武内村		八二六,四〇〇	三斐鑛業株式會社

九六、西〇	臺北市末廣町	同	上
九五、西〇	東京市日本橋區室町二丁目	三井礪山株式會社	林
九三、西〇	長崎縣北松浦郡江迎村	高須重彦	熊
九二、西〇	唐津市波田	池田佐吉	本
九一、西〇	福岡市大名町	高須重彦	微
九〇、西〇	神戶市神戶區海岸通	石原產業海運株式會社	山
八九、西〇	鹿兒島市平之町	中島新之助	熊
八八、西〇	佐賀縣杵島郡武雄町	笠原一	本
八七、西〇	同縣小城郡小城町	山口峰	微
八六、西〇	東京市京橋區銀座三丁目	西戸崎炭礦株式會社	山
八五、西〇	神戶市葺合區熊内町二丁目	大木金一	本
八四、西〇	宇都市冲字部	川原田浩司	微
八三、西〇	福岡市大名町一丁目	外一人	山
八二、西〇	宇都宮市沖字部	竹中雪藏	本
八一、西〇	佐賀縣杵島郡橘村	原庄次郎	微
八〇、西〇	長崎市引地町	新松外一人	山
七八、西〇	東京市麹町區丸ノ内二丁目	清	本

炭界日誌



△若松合同石炭株主懇談會、午後一時から開會共販制に關

九月十七日 日雨

卷之三

卷之三

109

九月十八日 月 晴

九月二十三日

△石炭共販の結果、市財政は二十万圓減と見込まれてゐる

△本會武内專務、風戸主事上京した。

卷之三

△若松商工會議所では其附會社案に全面的反対の決議を行つた。

△福岡銅山監督局正月三作目

保安係員出席す。

△カーバイド配給に關する陳情の爲、坑所代表者一行上京

△若松合同石炭では

委員を増加して全面的

△若松石炭操車場移轉は十月上旬より着手する事に決定し

△定例閣議に伍堂商相

委員會に於て決定した

九月廿二日 金 晴

△石炭礦業聯合會

東部に於て理事會を開催

△老松商工會議用三件で、同所に於て不効對策、語會を開催し、催、石炭共販設立に伴ふ今後の対策を協議した。

△松尾本會理事上京

九月廿八日 木 曇後雨

△石炭共販設立に關して、若松市の特異性を強調すべく陳情團が上京した。

△北町鐵道經理局長、宇部港視察、九州の鐵道納炭を宇部迄海上輸送案を樹てた。

九月二十九日 金 雨後曇

△福鐵局鹿兒島支所設置が決定した。

九月三十日 土 晴

△石炭飢餓深刻化し石炭増産命令發動必至と認められる状態となつた。

△午後一時より東京會館に於て、石炭専門委員會開會。本會より武内、山本兩委員出席。

十月一日 日 晴

△石炭切符制本日より實施さる。

△石炭帆船運賃決定す。

十月二日 月 晴

△本社相談役岩崎壽喜藏氏逝去。

△若松商工會議所に於て、石炭販賣取締規則に關する講習になつた。

十月三日 土 晴

△全國經濟部長會議に於て、福岡縣經濟部長は縣下の中小石炭礦業家の實情を説明して共販に對する當局の注意を促した。

△伍掌商相は、政府部内に日滿支石炭連絡會議、民間に日満支石炭聯合協議會を設置し石炭應急增産に邁進する事になつた。

十月七日 土 晴

△若松商工會議所佐藤理事歸若、石炭共販陳情は望みありと語つた。

十月八日 日 曇

△政府では、石炭增産對策要綱を發表した。

△總動員法による移動禁止を福鐵局に於て立案中である。

十月十一日 水 曇

會開催。

十月三日 火 晴

△村瀬商工次官は各地方長官に對し、石炭石油の需給調整ならびに増産に關して協力を求めた。

△半島人労働者が筑豐炭田に着いた。

十月四日 水 晴

△仲買業者團体では、石炭第二共販につき全面的反對運動を起すことになつた。

△首相官邸に於て、商相主催の共販に關する懇談會開催、本會より野上會長、武内專務が出席した。

十月五日 木 晴

△午後一時より、若松市公會堂に於て若松合石主催で石炭業者九州、山口、愛媛地區大會を開催した。

十月六日 金 晴

△電氣協會福岡支部では、政府の石炭消費規定の實施は九州では不適當と認め、陳情する事になつた。

十月七日 土 晴

△故本會顧問岩崎壽喜藏氏の葬儀を執行された。

△本社上京委員一行は若松市の特異性を充分に認識させて事になつた。

十月十三日 日 晴

△午前十時より重役理事會開催、茲一兩日中に全重役理事は上京することに決定、山本副社長、藤井重役は特急富士で上京した。

十月十二日 木 晴

△本社武内專務外各重役、本日より明日にかけて上京する事になつた。

十月十四日 土 晴

△燃料局専門委員會、本日より明日に亘つて開催、本會より山本副會長、武内專務の兩氏委員として出席。

十月十五日 日 雨

△日滿支石炭業者、統制團体を網羅して日滿支石炭聯盟は十一月早々設立されるが會長は平生日鐵會長と内定した

△石炭配給一元化方針に當局は多少の改正を行ふのではないと認めらるゝに至つた。

